

介護保険事業者 指定基準と報酬体系

目次

I 人員・運営・設備に関する基準について	P 1
I-1 サービスの概要及び基本法令等	P 5
I-2 人員に関する基準	P 6
I-3 運営に関する基準	P 23
I-4 設備に関する基準	
II 介護報酬算定に関する基準について	P 24
II-1 はじめに	P 24
II-2 平成27年度介護報酬改定について	
実地指導自主点検調査 (福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与) (特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売)	P 29 P 33
福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の福祉用具の種目	P 37
特定福祉用具販売の特定福祉用具の種目及び特定介護予防福祉用具販売の特定介護予防福祉用具の種目	P 43
福祉用具購入費について	P 47
福祉用具サービス計画書様式例(参考:一般社団法人 全国福祉用具専門相談員協会)	P 49
介護給付費算定に係る体制等に関する届出	P 51

※本手引きにおける表記について

表記	
基準	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 (平成11年厚生省令第37号)
予防基準	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (平成18年厚生省令第35号)

※特許の表記について

太線枠：基準(予防基準)の条文抜粋であることを示す

二重線枠：基準省令の解釈通知抜粋であることを示す

平成28年度

和歌山県長寿社会課

(介護予防) 福祉用具貸与事業所

特定(介護予防) 福祉用具販売事業所

I 人員・運営・設備に関する基準について

I-1 サービスの概要及び基本法令等

(1) 福祉用具貸与・販売とは

心身の機能が低下し、日常生活を営むのに支障がある要介護者等に対して、日常生活の便宜を図り、自立した生活を支援するため、車いすや特殊寝台などの福祉用具を貸与又は販売することをいう。

(2) 事業者の指定とは

福祉用具貸与・販売事業所の開設にあたっては県知事の介護保険法上の事業者指定を受けなければならない。(介護保険法第70条・第115条の2)
「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成11年3月31日厚生省令第37号)「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」(平成18年3月14日厚生労働省令第35号)には、①基本方針、②人員基準、③設備基準、④運営基準が定められている。

居宅サービス等の運営基準

- ①基本方針
- ②人員基準・・・従業者の知識、技能に関する基準
- ③設備基準・・・事業者に必要な設備の基準
- ④運営基準・・・事業目的を達成するために必要な最低限度の運営に関する基準

指定に当たっては上記の①～④の全てを満たす必要がある。(設備基準を満たしている場合、人員基準を満たしていない場合は指定を受けることはできない。)

なお、福祉用具貸与・販売事業と介護予防福祉用具貸与・販売事業が同一の事業所において、一体的に運営されている場合、「人員基準」「設備基準」に関しては、福祉用具貸与・販売事業の基準を満たしていれば、介護予防福祉用具貸与・販売事業の基準を満たしているとみなされる。

(3) 指定居宅サービス事業とは

○ 介護保険法抜粋 ○

(指定居宅サービスの事業の基準)

第73条 指定居宅サービス事業者は、次条第2項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従い、要介護者の心身の状況等に応じて適切な指定居宅サービスを提供するとともに、自らその提供する指定居宅サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより常に指定居宅サービスを受ける者の立場に立ってこれを提供するように努めなければならない。

2 (略)

第74条 指定居宅サービス事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、都道府県の条例で定める基準に従い都道府県の条例で定める員数の当該指定居宅サービスに従事する従業者を有しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準は、都道府県の条例で定める。

3、4、5 (略)

6 指定居宅サービス事業者は、要介護者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、要介護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

(指定介護予防サービスの事業の基準)

第115条の3 指定介護予防サービス事業者は、次条第2項に規定する指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

及び指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従い、要支援者の心身の状況等に応じて適切な指定介護予防サービスを提供するとともに、自らその提供する指定介護予防サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより常に指定介護予防サービスを受ける者の立場に立ってこれを提供するように努めなければならない。

2 (略)

第115条の4 指定介護予防サービス事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、都道府県の条例で定める基準に従い都道府県の条例で定める員数の当該指定介護予防サービスに従事する従業者を有しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準は、都道府県の条例で定める。

3、4、5 (略)

6 指定介護予防サービス事業者は、要支援者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、要支援者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

(4) 指定居宅サービス事業の基準・通知等一覧表

<p>【人員・運営・設備の基準】</p> <p>○ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 (平成11年厚生省令第37号)</p> <p>○ 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (平成18年厚生省令第35号)</p> <p>○ 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について (平成11年老企第25号)</p> <p>※指定基準は県の条例で定められましたが、「介護報酬の解釈(社会医療研究所出版)」(通称:赤本)で内容の確認ができるよう、本資料においては基準省令の条項で記載しています。</p>
<p>【介護報酬の算定】</p> <p>○ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (平成12年厚生省告示第19号)</p> <p>○ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年老企第36号)</p> <p>○ 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (平成18年厚生労働省告示第127号)</p> <p>○ 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年3月17日老計発第0317001号、老振発第0317001号、老老発第0317001号)</p>
<p>【その他】</p> <p>○ 厚生労働大臣が指定する身体障害者用物品及びその修理を定める告示 (平成3年6月7日厚生省告示第130号)</p> <p>○ 消費税法の一部を改正する法律(平成3年法律第73号)の施行に伴う身体障害者用物品の非課税扱いについて(平成3年9月26日社更第199号)</p> <p>○ 厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目(平成11年3月31日厚生省告示第93号)</p> <p>○ 厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目(平成11年3月31日厚生省告示第94号)</p> <p>○ 介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて(平成12年1月31日老企第34号)</p> <p>○ 介護保険における福祉用具の消費税の取扱いについて(平成12年2月28日老振第14号)</p>

(5) 福祉用具事業所の概要

事業概要	(介護予防)福祉用具貸与	特定(介護予防)福祉用具販売
<p>要介護者等が、福祉用具(心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障がある要介護者等の日常生活の便宜を図るための用具及び機能訓練のための用具であって、要介護者等の日常生活の自立を助けたための用具)を指定事業者から貸与された場合、利用料に各利用者の介護保険負担割合に記された負担割合を乗じた額を請求し、残額を自己負担する。また、介護保険負担割合を乗じた額を請求し、残額を自己負担する。</p>	<p>要介護者等が、貸与にじまない入浴や排せつ等に用いる福祉用具(特定福祉用具)を指定事業者から購入したときは、必要な書類(領収書、パンフレット等)を添えて、申請書(必要性の理由を記載)を提出することにより、実際の購入費に各利用者の介護保険負担割合に記された負担割合を乗じた額を請求し、残額を自己負担する。</p>	<p>要介護者等が、貸与にじまない入浴や排せつ等に用いる福祉用具(特定福祉用具)を指定事業者から購入したときは、必要な書類(領収書、パンフレット等)を添えて、申請書(必要性の理由を記載)を提出することにより、実際の購入費に各利用者の介護保険負担割合に記された負担割合を乗じた額を請求し、残額を自己負担する。</p>
<p>取扱種目</p> <ul style="list-style-type: none"> ☆車いす ☆車いす付属品 ☆特殊寝台 ☆特殊寝台付属品 ☆床ずれ防止用具 ☆体位変換器 ○手すり ○スロープ ○歩行器 ○歩行補助つえ ☆認知症老人徘徊感知機器 ☆移動用リフト(つり具の部分を除く) ☆自動排泄処理装置 <p>※☆の品目は、原則として軽度者(要支援1、2及び要介護1 自動排泄処理装置については要介護2、3も)に対しては、保険給付の対象とならない。</p>	<p>○腰掛便座</p> <p>○自動排泄処理装置の交換可能部品</p> <p>○入浴補助用具(入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴台、浴室内すのこ、浴槽内すのこ、入浴用介助ベルト)</p> <p>○簡易浴槽</p> <p>○移動用リフトのつり具の部分</p>	<p>10万円</p> <p>※介護給付、予防給付にかかわらず定額。</p> <p>※同一支給限度額管理期間内(4月1日から3月31日の1年間)は、用途及び機能が著しく異なる場合、並びに破損や要介護・要支援状態の变化等の特別の事情がある場合を除き、同一種別につき1回の支給に限られる。</p>
<p>支給限度基準額</p> <p>福祉用具貸与にかかる支給限度基準額は定めておらず、介護予防、介護給付別の支給限度基準額の範囲において、他のサービスと組み合わせて利用することとなる。</p>	<p>福祉用具貸与にかかる支給限度基準額は定めておらず、介護予防、介護給付別の支給限度基準額の範囲において、他のサービスと組み合わせて利用することとなる。</p>	<p>福祉用具貸与にかかわらず、介護給付、予防給付にかかわらず定額。</p> <p>※同一支給限度額管理期間内(4月1日から3月31日の1年間)は、用途及び機能が著しく異なる場合、並びに破損や要介護・要支援状態の变化等の特別の事情がある場合を除き、同一種別につき1回の支給に限られる。</p>

1.2 人員に関する基準

種別	内容
管理者 基準第195条 同第209条 予基第267条 同第283条	<p>・事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置く。ただし、事業所の管理上支障がない場合は、当該(特定)福祉用具貸与(販売)事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p> <p>※併設の入所施設において、入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員との兼務はできない(管理業務に支障がある場合)。</p> <p>【管理者の責務】</p> <p>①事業所の従業者の管理 ②利用の申込に係る調整 ③業務の実施状況の把握 ④その他の管理 ⑤従業者に各規定を遵守させるための必要な指揮命令</p> <p>【資格要件】</p> <p>① 介護福祉士、義肢装具士、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士</p> <p>② 福祉用具専門相談員指定講習会の課程修了者</p> <p>③ 次の研修課程修了者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護員養成研修(初任者研修課程) ・介護員養成研修(基礎研修課程) ・介護員養成研修(1級課程、2級課程) <p>【配置すべき員数】</p> <p>事業所ごとに、常勤換算方法(※)で2以上。</p> <p>※常勤換算方法とは 当該事業所の従業者の1週間の総延べ勤務時間数 当該事業所において定められている常勤勤務時間数</p>
福祉用具専門相談員 基準第194条 同第208条 予基第266条 同第282条	<p>※延べ勤務時間数とは 当該事業所におけるサービスの提供に従事する時間又は当該事業に係るサービスの提供のための準備等を行う時間(待機の時間を含む。)として明確に位置付けられている時間の合計数とする。</p> <p>なお、従業者1人につき延べ勤務時間数に算入できない時間数は、当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とする。</p>

※下記サービス事業所の指定を併せて受けて受けており、福祉用具貸与と一体的に運営する場合には、福祉用具貸与の人員基準を満たすことをもって、下記サービス事業所の人員基準を満たしているものとみなすことができる。
 ・介護予防福祉用具貸与・特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売

※【常勤】とは

当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の勤務時間(32時間)を下回る場合は、32時間を超えていること。
 →就業規則上で定められている常勤の勤務時間数(32時間)を下回る場合は、32時間とみなす。
 →同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所の職務に従事する時間(ただし管理業務に支障のない範囲に限る)は合算可能。

◆福祉用具専門相談員要件の見直し(平成27年度改正)

- 福祉用具専門相談員の要件を定める介護保険法施行令第4条第1項が改正され、平成27年4月1日から、福祉用具専門相談員となるための要件から介護員養成研修修了者(基礎研修課程・1級課程・2級課程・介護職員初任者研修課程の修了者)が外れ、国家資格保有者及び福祉用具専門相談員指定講習修了者に限定されることとなった。
- ただし、改正施行令の施行の際(平成27年4月1日時点)で、現に介護員養成研修修了者(基礎研修課程・1級課程・2級課程・介護職員初任者研修課程の修了者)である者については、平成28年3月31日までは従前の例によることができる。
- ※介護員養成研修修了者(基礎研修課程・1級課程・2級課程・介護職員初任者研修課程の修了者)として福祉用具専門相談員の職責にある従業者等については、平成28年3月31日までに、福祉用具専門相談員指定講習の修了等により所定の資格要件を満たすことが必要。

1.3 運営に関する基準

(1) 内容及び手続の説明及び同意

- 貸与：基準第205条により準用する基準第8条(予防：予防基準第276条により準用する予防基準第49条の2)
- 販売：基準第216条により準用する基準第8条(予防：予防基準第289条により準用する予防基準第49条の2)

福祉用具貸与・販売の提供の開始にあたっては、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、福祉用具貸与・販売事業所の運営規程の概要、福祉用具専門相談員等の勤務の体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制その他重要事項を記載した文書(※注)を交付して説明を行い、福祉用具貸与・販売の提供の開始についての同意を得なければならない。

※注

重要事項説明書に記載すべき事項

下記事項について、利用者に分かり易いように簡潔・的確に記載する。

1 運営規程の概要

例) 事業目的・運営方針、営業日・営業時間、通常の事業実施地域、福祉用具貸与・販売サービスの内容(提供方法)、取扱う福祉用具の種類及び利用料、その他の費用の額等

2 福祉用具専門相談員の勤務の体制

例) 管理者、福祉用具専門相談員の員数、常勤・非常勤の別、業務内容等

3 事故発生時の対応

例) 事故発生時の連絡及び措置等

4 苦情処理の体制

例) 苦情処理に係る事業所連絡先、担当者、不在時の対応、処理の手順、事業所以外の苦情申立先(市町村、国保連等)等

5 その他

例) 事業所の電話・FAX番号、秘密保持等

(3) サービス提供困難時の対応

貸与：基準第205条により準用する基準第10条(予防：予防基準第276条により準用する予防基準第49条の4)

販売：基準第216条により準用する基準第10条(予防：予防基準第289条により準用する予防基準第49条の4)

【問】サービス提供が困難な場合、事業者はどのような対応が必要か。

(回答) サービス提供が困難な時は、次の対応を速やかにする必要がある。①当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡 ②他の指定福祉用具貸与・販売事業者等の紹介 ③その他の必要な措置

【基準省令解釈通知第3-2-3-(2)準用】

(4) 受給資格等の確認

貸与：基準第205条により準用する基準第11条(予防：予防基準第276条により準用する予防基準第49条の5)

販売：基準第216条により準用する基準第11条(予防：予防基準第289条により準用する予防基準第49条の5)

(2) 提供拒否の禁止

貸与：基準第205条により準用する基準第9条(予防：予防基準第276条により準用する予防基準第49条の3)

販売：基準第216条により準用する基準第9条(予防：予防基準第289条により準用する予防基準第49条の3)

【問】事業者は、サービス提供を拒否することができるか。

(回答) 事業者は、正当な理由なく指定福祉用具貸与の提供を拒んではならない。事業者は、原則として、利用申込に対して応じなければならず、特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することはできない。

※正当な理由とは… ①事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合、②利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合(遠隔地)、③その他利用申込者に対し自ら適切な指定福祉用具貸与を提供することが困難な場合(倒産等)

【基準省令解釈通知第3-2-3-(2)準用】

(5) 心身の状況等の把握

貸与：基準第205条により準用する基準第13条(予防：予防基準第276条により準用する予防基準第49条の7)

販売：基準第216条により準用する基準第13条(予防：予防基準第289条により準用する予防基準第49条の7)

【問】利用者の受給資格の確認は、何のために行うのか。

(回答) 保険給付を受けられるのは、要介護認定又は要支援認定を受けている被保険者に限られるものであり、また、被保険者証に、指定居宅サービスの適切かつ有効な利用等に関し、当該被保険者が留意すべき事項に係る認定審査意見が記載されているときは、事業者はこれに配慮してサービスを提供するように努めなければならないため、サービス提供の開始に際し、次の内容を確認する必要がある。

- ① 被保険者資格
- ② 要介護認定等の有無
- ③ 要介護認定等の有効期間
- ④ その他保険証記載事項

【基準省令解釈通知第3-2-3-(4)準用】

(8) 利用料、販売費用の受領

貸与：基準第 197 条 (予防基準第 269 条)
販売：基準第 212 条 (予防基準第 286 条)

【福祉用具貸与】

① 福祉用具の貸与を行った場合は、利用者から利用料の一部として、**サービス利用料 (レンタル費用) に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額の支払いを受けなければならない。(法令上認められた減免措置によらずに、事業者の独断で利用者負担を無料 (免除) としたり、軽減したりすることはできない。)**

② **利用者から利用料の支払いを受けた場合には、領収証を発行しなければならぬ。** 領収証においては、介護報酬自己負担額及びその他の費用 (各費用ごと) の額を区分して記載しなければならない。

③ 利用者から受けることができる費用として、①で述べたサービス利用料 (レンタル費用) に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額以外では次の費用のみ支払いを受けることができる。

項目	内容
通常の事業実施地域以外の交通費	通常の事業実施地域以外の地域において指定福祉用具貸与・販売を行う場合の交通費 (通常の事業実施地域を越えた地点から起算する。) ※ただし、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算を算定する利用者については、請求できない。
福祉用具の搬入に特別な措置が必要な場合に要する費用	福祉用具の搬入に通常必要となる人数以上の従事者やクレーン車が必要になる場合等 特別な措置が必要な場合に要する費用

※これらの費用については、あらかじめサービス提供内容とそれに係る費用について、利用者またはその家族に説明し、同意を得なければならない。
※③の費用を徴収することをあらかじめ運営規程に定めておく必要がある。

【特定福祉用具販売】

① 特定福祉用具販売を提供した際には、現に当該特定福祉用具の購入に要した費用の額の支払を受ける。
他に、【福祉用具貸与】の③に挙げた費用の支払を受けることもできる。

② 特定福祉用具販売に係る販売費用の支払を受けた場合には、次の事項を記載した書面を利用者に交付しなければならない。
・事業所の名称、提供した福祉用具の種目・品目の名称、販売費用の額等を記載した証明書
・領収書
・特定福祉用具の概要がわかるパンフレット等

【問】事業者は、利用者の心身等の状況をどのように把握するのか。

【回答】事業者は、利用者の居宅への訪問、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービスまたは福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

参考 ～サービス担当者会議(居宅介護支援基準第 13 条 9 号)とは～

介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者を招集して行う会議

(6) 居宅介護支援事業者等との連携

貸与：基準第 205 条により準用する基準第 14 条 (予防：予防基準第 276 条により準用する予防基準第 49 条の 8)

販売：基準第 216 条により準用する基準第 14 条 (予防：予防基準第 289 条により準用する予防基準第 49 条の 8)

【問】居宅介護支援事業者等との連携はなぜ必要か。

【回答】介護保険サービスの提供は、居宅介護支援事業者に所属する介護支援専門員が利用者の意見を踏まえて作成する居宅サービス計画に沿って行われる。状態の変化に即応した計画の変更等の柔軟なサービス提供には、相互の情報交換が必要であり、そのためには居宅介護支援事業者との連携が求められる。

(7) サービスの提供の記録

貸与：基準第 205 条により準用する基準第 19 条 (予防：予防基準第 276 条により準用する予防基準第 49 条の 13)

販売：基準第 211 条 (予防：予防基準第 285 条)

福祉用具貸与 (販売) を提供した際には、提供日、提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

〔問〕領収証の交付について留意することは何か。

〔回答〕事業者は、福祉用具貸与、その他のサービスの提供に係る支払いを受ける際は、利用者に領収証を交付しなければならない。
領収証には、福祉用具貸与費に係るもの(利用者負担額)とその他の費用の額を区分して記載し、その他の費用の額については、それぞれ個別の費用ごとに区分して記載しなければならない。
なお、口座引き落としを行っている場合であっても、領収証を発行する必要がある。

〔問〕利用者が負担する利用料等の受領について、どのように定められているか。

〔回答〕事業者は、法定代理受領サービスとして提供される指定福祉用具貸与についての利用者負担として、居宅介護(介護予防)サービス費用基準額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額の支払いを受けなければならない(法第50条もしくは第69条第3項の規定が適用される場合)については、それに応じた割合の支払い。
また、現に要した費用の額として適切な利用料を設定し、指定福祉用具貸与の提供内容によって利用者から選択されることが本旨である。
そのため、事業者が受領した自己のサービスの提供に係る利用者負担を金品その他の財産上の利益に替えて直接的又は間接的に供与し、事実上自己の利用者の利用者負担の全部又は一部を軽減している場合は、当該規定の主旨からは除かれる。また、自己以外の者が自己のサービスの提供に係る利用者負担を前提として、自己の利用者に対して金品その他の財産上の利益を供与している場合も同様である。

〔問〕「利用者負担を金品その他の財産上の利益に替えて直接的又は間接的に供与し、事実上自己の利用者の利用者負担の全部又は一部を軽減」とは特典(景品)供与・無償サービス等が該当するのか。

〔回答〕指定基準において指定福祉用具貸与事業者は利用者から利用料の一部として自己負担額の支払いを受けることとされている。本通知では、受領した自己負担額の一部又は全部について、財産上の利益に替えて利用者負担を軽減することは、自己負担を受領していることとはならないことと示したものである。従って、特典(景品)供与・無償サービス等は社会通念上許容される範囲で行われるべきものであり、保険者により個別に判断いただきたい。
【平成27年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.1) (平成27年4月1日)】

〔問〕前払いによる利用料の受領について、どのように定められているか。

〔回答〕指定福祉用具貸与は継続的な契約であるとともに利用者と対面する機会が少なくことから、指定福祉用具貸与事業者は、利用者から前払いにより数箇月分の利用料を徴収することも可能とするが、この場合であっても、要介護者等の要介護認定の有効期間を超える分について前払いにより利用料を徴収してはならない。
【基準省令解釈通知第3-11-3-(1)】

〔問〕介護報酬の利用料(自己負担分)について、10円又は100円単位で指定居宅サービス事業者が利用者に請求することは可能か。

〔回答〕利用料(自己負担分)として計算される額について1円又は10円単位で四捨五入又は切り捨て等の端数処理を行った額を利用者に請求するような取扱いはできない。
【介護報酬等に係るQ&A Vol.2 について(H12.4.28)】

◆複数の福祉用具を貸与する場合の運用(平成27年度改正)

福祉用具の貸与価格について、複数の福祉用具を貸与する場合は、給付の効率化・適正化の観点から、予め都道府県等に減額の規程を届け出ることにより(※)、通常の貸与価格から減額して貸与することを可能とする。
※該当する減額取り扱いを行う事業所については、「複数の福祉用具を貸与する場合の運用について(平成27年3月27日老振発第0327第3号)」の記載事項を十分に確認のうえ、事前に運営規程の変更届を提出すること。

「複数の福祉用具を貸与する場合の運用について」(平成27年3月27日老振発第0327第3号)

1 複数の福祉用具を貸与する場合の考え方

複数の福祉用具を貸与する場合は、同一の利用者に2つ以上の福祉用具を貸与する場合とする。そのため複数の捉え方については、例えば1つの契約により2つ以上の福祉用具を貸与する場合は、契約数に関わらず2つ以上の福祉用具を貸与する場合等、指定福祉用具貸与事業者が実情に応じて規定することとなる。

2 減額の対象となる福祉用具の範囲

減額の対象となる福祉用具の範囲は、指定福祉用具貸与事業者が取り扱う種目の一部又は全ての福祉用具を対象とすることができることとする。
例えば、主要な福祉用具である車いす及び特殊寝台と同時に貸与される可

性能が高い以下の種目を減額の対象となる福祉用具として設定することなどが考えられる。

- ①車いす付属品、②特殊寝台付属品、③床ずれ防止用具、④手すり、⑤スロープ、⑥歩行器

3 減額する際の利用料の設定方法

指定福祉用具貸与事業者は、既に届けている福祉用具の利用料（以下、「単品利用料」という。）に加えて、減額の対象とする場合の利用料（以下、「減額利用料」という。）を設定することとする。また、1つの福祉用具には、同時に貸与する福祉用具の数に応じて複数の減額利用料を設定することも可能である。

従って、本取り扱いを行う指定福祉用具貸与事業者は、予め事業所内のシステム等において1つの福祉用具に対して単品利用料と減額利用料を設定する必要がある。

なお、特定の福祉用具を複数組み合わせたもの、いわゆるセットを定めることは認めないこととし、利用者の状態に応じて適切な福祉用具が選定できよう、個々の福祉用具に減額利用料を設定することとする。

4 減額の規定の整備

「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年3月31日厚生省令第37号）（以下、「指定基準」という。）等に規定するところより運営規程等に単品利用料と減額利用料のいずれについても記載する必要がある。

指定基準等により、指定福祉用具貸与事業者等は利用料等の運営規程を定めることとされていることから、本取り扱いを行う指定福祉用具貸与事業者等においては、減額利用料に関する規定を定め、各指定権者において規定する事業者の指定に関する要領等に則った手続きが必要となる。

5 減額利用料の算定等

月の途中において、本取り扱いが適用される場合、或いは適用されなくなる場合の算定方法は、「介護報酬に係るQ&A（vol.2）」（平成15年6月30日事務連絡）でお示ししている「月途中でサービス提供の開始及び中止を行った場合の算定方法について」等の取り扱いに準じることとする。

6 利用者への説明

本運用を適用する場合、或いは適用されなくなる場合において変更契約等を行う際には、指定福祉用具貸与事業者等は契約書等においてその旨を記載し、利用者に対して利用料の変更に関する説明を行い、理解を得ることとする。

7 居宅介護支援事業所等への連絡

本取り扱いに関する運用を含め、指定福祉用具貸与事業者が利用料を変更する際は、居宅介護支援事業所等において区分支給限度基準額管理を適正に行えるよう、その都度、関係事業所が必要な情報を共有することとする。

8 その他留意事項

減額する福祉用具の利用料については、利用料のうち重複する経費として想定されるアセスメント、契約手続き、配送・納品及びモニタリング等に係る経費に相当する範囲において適切に設定いただくようご留意願いたい。

（問）運営規程自体に額を記載せず、目録のとおりとされている場合は、どのような届出を提出させるのか。

（回答） 指定福祉用具貸与事業者等が減額利用料に関する運用を行う場合、必要に応じて運営規程に「その額の設定の方式」を定め、提出が必要となる。個々の福祉用具の利用料については、運営規程に目録に記載されている旨が記載されているれば目録を提出することになる。

【平成27年度介護報酬改定に関するQ&A（vol.1）（平成27年4月1日）】

（9）基本取扱方針

貸与：基準第198条（予防基準第277条）

販売：基準第216条により準用する基準第198条（予防基準第290条）

【介護サービス（貸与、販売）】

- ① 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止、利用者を介護する者の負担軽減に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。
- ② 常に、清潔かつ安全で正常な機能を有する福祉用具を貸与しなければならない。
- ③ 自らその提供する指定福祉用具貸与（販売）の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

【介護予防サービス（貸与、販売）】

- ① 利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。
- ② 自らサービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- ③ 利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- ④ 利用者がその有する能力を最大限活用することができるとするよう方法によるサービスの提供に努めなければならない。

(1.0) 具体的取扱方針

貸与：基準第 199 条（予防基準第 278 条）、販売：基準第 214 条（予防基準第 291 条）

下記の業務については、原則として、指定福祉用具貸与、販売事業者の福祉用具専門相談員が行わなければならない。

【介護サービス（貸与、販売）】

- ① 福祉用具貸与（販売）計画に基づき、福祉用具が適切に選定され、かつ使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料（販売費用）等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与・販売に係る同意を得るものとする。
- ② 貸与（販売）する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関する点検を行う。
- ③ 利用者の身体の状況等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行う。
- ④ 福祉用具貸与後も、利用者からの要請等に応じて、福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行う。
- ⑤ 居宅サービス計画に福祉用具貸与（販売）が位置づけられる場合には、当該計画に福祉用具貸与（販売）が必要な理由が記載されるよう必要な措置を講じてそのものとする。また、貸与の場合には、介護支援専門員により、必要に応じて随時その必要性が検討された上で、継続が必要なる場合にはその理由が居宅サービス計画に記載されるように必要な措置を講じるものとする。

(1.1) 福祉用具貸与（販売）計画の作成

貸与：基準第 199 条の 2（予防：予防基準第 278 条の 2）

販売：基準第 214 条の 2（予防：予防基準第 292 条）

※利用者の状態に応じた福祉用具の選定や介護支援専門員等との連携を強化するため、利用者ごとの個別サービス計画の作成が義務づけられている。

※福祉用具貸与（販売）計画の様式は各事業所で任意に定めるもので差し支えない。一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会が提案する「福祉用具個別援助計画書」等を適宜参考にすること。

福祉用具サービス計画の適切な作成に資するため、平成 25 年度老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業）「福祉用具専門相談員の質の向上に向けた調査研究事業」により、「福祉用具サービス計画作成ガイドライン」が作成されているため適宜活用すること。

【ガイドライン（計画書）掲載箇所】

一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会ホームページ

http://www.zfssk.com/sp/1302_chosa/abc.html

福祉用具貸与（販売）計画書に記載すべき最低限の事項

- ・ 利用者の基本情報（氏名、年齢、性別、要介護度 等）
- ・ 福祉用具が必要な理由
- ・ 福祉用具の利用目標
- ・ 具体的な福祉用具の種類と当該機種を選定した理由
- ・ その他関係者間で共有すべき情報（福祉用具を安全に利用するために特に注意が必要な事項、日常の衛生管理に関する留意点 等）

【平成 24 年 4 月報酬改定 Q&A (VOL.1)】

【介護サービス（貸与、販売）】

- ① 福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、福祉用具貸与・販売の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した福祉用具貸与（販売）計画を作成しなければならず、この場合において、福祉用具販売（貸与）の利用があるときは、その計画と一体のものとして作成されなければならない。また、福祉用具貸与（販売）計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得たうえで、その計画を利用者に交付しなければならず、福祉用具貸与（販売）計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、その計画の内容に沿って作成されなければならない。
- ② 福祉用具貸与（販売）計画の作成後、その計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて変更を行うものとする。
- ③ 福祉用具貸与（販売）計画はサービス提供の日から 5 年間保存（保存期限については条例による）しなければならない。
- ④ 居宅サービス計画を作成している居宅介護支援事業者から福祉用具貸与（販売）計画の提供の求めがあった際には、提供することに協力するよう努める。

【介護予防サービス（貸与、販売）】

- ① 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、介護予防福祉用具貸与・販売の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービス提供を行う期間等を記載した介護予防福祉用具貸与（販売）計画を作成しなければならない。この場合において、販売（貸与）の利用があるときはその計画と一体のものとして作成されなければならない。また、介護予防福祉用具貸与（販売）計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得たうえで、その計画を利用者に交付しなければならない。
- ② 介護予防福祉用具貸与（販売）計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、その計画の内容に沿って作成されなければならない。
- ③ 介護予防福祉用具貸与（販売）計画の作成後、その計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて変更を行うものとする。
- ④ 介護予防福祉用具貸与（販売）計画はサービス提供の日から 5 年間保存（保存期限については条例による）しなければならない。
- ⑤ 介護予防サービス計画に基づきサービスを提供している介護予防支援事業者から介護予防福祉用具貸与（販売）計画の提供の求めがあった際には、提出することに協力するよう努める。

(12) 運営規程

貸与：基準第200条（予防：予防基準第270条）

販売：基準第216条により準用する基準第200条（予防：予防基準第289条により準用する基準第270条）

次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（「運営規程」）を定めておかなければならない。

- ① 事業の目的及び運営の方針
- ② 従業者の職種、員数及び職務内容
- ③ 営業日及び営業時間
- ④ 福祉用具貸与（販売）の提供方法、取り扱う種目及び利用料（販売費用の額）その他の費用の額
- ⑤ 通常の事業の実施地域
- ⑥ その他運営に関する重要事項

〔問〕運営規程における「指定福祉用具貸与の提供方法、取扱う種目及び利用料その他の費用の額」について、どのように定めればよいか。

〔回答〕

「指定福祉用具貸与の提供方法」とは、福祉用具の選定の援助、納品及び使用方法の指導の方法等

「利用料」とは、法定代理受領サービスである指定福祉用具貸与に係る利用料（利用者負担部分）、法定代理受領サービスでない指定福祉用具貸与の利用料

「その他の費用の額」とは、① 通常の事業の実施地域以外の地域において指定福祉用具貸与を行う場合の交通費、② 福祉用具の搬出入に通常必要となる人数以上の従事者やクレーン車が必要になる場合等特別な措置が必要な場合に要する費用、③ 必要に応じてその他のサービスに係る費用の額、ただし、個々の福祉用具の利用料については、その額の設定の方式（利用期間に歴月による1月に満たない端数がある場合の算定方法等）及び目録に記載されている旨を記載すれば足りるものとし、運営規程には必ずしも額自体の記載を要しない。

【基準省令解釈通知第3-11-3-(4)】

(13) 勤務体制の確保等

貸与：基準第205条により準用する基準第101条（予防：予防基準第276条により準用する基準第120条の2）

販売：基準第216条により準用する基準第101条（予防：予防基準第289条により準用する基準第120条の2）

原則として月ごとの勤務表を作成し、日々の勤務体制を明確にすること。

※ 勤務表に記載すべき事項

- ① 当該従業者の職種
- ② 勤務時間数
- ③ 常勤・非常勤の別
- ④ 兼務の状況（別事業所の兼務も含む）

〔問〕勤務体制の確保について、どのように定められているか。

〔回答〕利用者に対する適切な指定福祉用具貸与の提供を確保するため、職員勤務体制について、次の点に留意する必要がある。

- ① 利用者に対して適切な指定福祉用具貸与を提供できるよう、事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定める。
 - ア 事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成
 - イ 従業者については、専門相談員の日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、等を勤務表上、明確にする。
- ② 事業者は、事業所ごとに、その従業者によって指定福祉用具貸与を提供する。（福祉用具の選定の援助、機能等の点検、使用方法の指導等については、当該指定福祉用具貸与事業者たる専門相談員が行うべきであるが、福祉用具の運搬、回収、修理、保管、消毒等の利用者のサービスの利用に直接影響を及ぼさない業務については、専門相談員以外の者又は第三者に行わせることが認められる。）

【基準省令解釈通知第3-6-3-(5)準用】

(14) 適切な研修の機会の確保並びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等

貸与：基準第201条（予防：予防基準第271条）

販売：基準第216条により準用する基準第201条（予防：予防基準第289条により準用する基準第271条）

〔問〕適切な研修の機会の確保について、どのように定められているか。

〔回答〕指定福祉用具貸与事業者は、専門相談員の資質の向上のために、福祉用具に関する適切な研修の機会を確保しなければならない。

福祉用具の種類が多様多様であり、かつ、常に新しい機能を有するものが開発されるとともに、要介護者等の要望は多様であるため、専門相談員は常に最新の専門的知識に基づいた情報提供、選定の相談等を行うことが求められる。

このため、指定福祉用具貸与事業者は、専門相談員に福祉用具の構造、使

用方法等についての継続的な研修を定期的かつ計画的に受けさせなければならぬ。
【基準省令解釈通知第 3-11-3-(5)】

(問) 福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等について、どのように定められているか。

(回答) 福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽に励み、福祉用具貸与の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

利用者が可能な限り、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができよう、利用者の心身の状況等を踏まえた適切な目標の設定、目標達成のための具体的なサービス内容の検討など福祉用具貸与計画の作成や利用者への説明を通じて、適切な福祉用具の選定がなされるよう援助を行うことが求められる。

このため、福祉用具専門相談員は、常に必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

【基準省令解釈通知第 3-11-3-(5)】

(15) 福祉用具の取扱要目

貸与：基準第 202 条 (予防：予防基準第 272 条)

販売：基準第 216 条により準用する基準第 202 条 (予防：予防基準 289 条により準用する基準第 272 条)

利用者の身体の状態の多様性、変化等に対応することができよう、できる限り多くの種類の福祉用具を取り扱うようにしなければならない。

(問) 車いす付属品及び特殊寝台付属品は、福祉用具種目解釈通知に掲げられるものに限られるか。

(回答) 福祉用具種目解釈通知に掲げられているものは、例示である。両付属品ともに、本体の車いす及び特殊寝台の利用効果の増進に資するものであれば、指定福祉用具貸与として保険給付の対象とすることができる。

ただし、両付属品ともに、本体と一体的に使用されるものに限る。

※ 新商品等が保険給付対象となるかどうかの判断は保険者である市町村で行うため、対象となるか不明である場合は必ず事前に確認を行うこと。

(16) 衛生管理等

貸与：基準第 203 条 (予防：予防基準第 273 条)

販売：基準第 216 条により準用する基準第 31 条 (予防：予防基準第 289 条により準用する第 53 条の 3)

- ① 従業者の清潔の保持、健康状態について必要な管理を行うこと。
- ② 事業所の設備、備品等について、衛生的な管理に努めること。

【福祉用具貸与】

① 回収した福祉用具は、既に消毒が行われた福祉用具と消毒が行われていない福祉用具に区分して保管しなければならない。

なお、自動排泄処理装置を取り扱う場合は、その製造業者が規定するメンテナンス要領等に則り、利用者を変更する場合に必要とされる衛生管理（分解洗浄、部品交換、動作確認等）が確実に実施されるよう、特に留意すること。

② 福祉用具の保管又は消毒を他の事業者（福祉用具貸与事業所を開設する法人が経営する他の事業所及び福祉用具貸与事業所に福祉用具を貸与する事業者を含む。）に行わせる場合は、当該保管又は消毒の業務に係る委託契約（福祉用具貸与事業を開設する法人が運営する他の事業所に行わせる場合は、業務規程等）において、次の事項を文書により取り決めなければならない。

（甲＝委託先の他の事業者、乙＝福祉用具貸与事業所）

(イ) 委託業務の範囲

(ロ) 委託業務の実施に当たり遵守すべき条件

(ハ) 委託業務が、甲の従業者によって指定福祉用具貸与事業に係る運営基準に沿って適正に行われていることを、乙が定期的に確認する旨

(ニ) 乙が委託業務に関して甲に対して文書により指示を行い得る旨

(ホ) 乙が委託業務に関し改善の必要を認め、所要の措置を講じるよう甲に対して二の指示を行った場合において、当該措置が講じられたことを乙が確認する旨

(ヘ) 甲が実施した委託業務により利用者に賠償すべき事故が発生した場合の責任の所在

(ト) その他当該委託業務の適切な実施を確保するために必要な事項

③ 福祉用具貸与事業所は、②の(ハ)及び(ホ)の確認の結果の記録を作成しなければならない。また、②の(ニ)の指示は文書により行われなければならない。

(20) 事故発生時の対応

貸与：基準第 205 条により準用する基準第 37 条（予防：予防基準第 276 条により準用する予防基準第 53 条の 10）
販売：基準第 216 条により準用する基準第 37 条（予防：予防基準第 289 条により準用する予防基準第 53 条の 10）

【(同) 事故発生時、どのような対応をする必要があるのか。】

- (回答) ① 事業者は、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならぬ。
② 事故の状況及び事故に際して採った処置を記録しなければならぬ。
③ 事業者は、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
④ 利用者に対する指定福祉用具貸与の提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ指定福祉用具貸与事業者が定めておくことが望ましい。
⑤ 事業者は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、または賠償資力を有することが望ましい。
⑥ 事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じる。

【基準省令解釈通知第 3-2-3-(24) 準用】

(21) 記録の整備

貸与：基準第 204 条の 2（予防：予防基準第 275 条）
販売：基準第 215 条（予防：予防基準第 288 条）

- ① 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。
② 利用者に対する福祉用具貸与（販売）の提供に関する次の記録を整備し、サービス提供の日から **5年間保存**（保存期限については条例による）しなければならない。

(17) 揭示及び目録の備え付け

貸与：基準第 204 条（予防：予防基準第 274 条）
販売：基準第 216 条により準用する基準第 204 条（予防：予防基準第 289 条により準用する基準第 274 条）

- ① 事業所内の見やすい場所に、運営規程の概要その他重要事項を揭示しなければならぬ。
② 取り扱う福祉用具の品名及び品ごとの利用料（販売費用の額）その他必要事項が記載された目録等を備え付けなければならない。

(18) 秘密保持等

貸与：基準第 205 条により準用する基準第 33 条（予防：予防基準第 276 条により準用する予防基準第 53 条の 5）
販売：基準第 216 条により準用する基準第 33 条（予防：予防基準第 289 条により準用する予防基準第 53 条の 5）

- ① 従業者は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らしてはならない。また、事業者は、従業者が退職した後も、秘密保持を図るよう必要な措置を講じなければならない。
② サービス担当者会議等において、課題分析等のために利用者及びその家族の個人情報を用いる場合には、事前に各人から文書による同意を得ておかなければならない。なお、この同意は、契約時に利用者・家族から包括的な同意を得ておくことで足りる。

(19) 苦情処理

貸与：基準第 205 条により準用する基準第 36 条（予防：予防基準第 276 条により準用する予防基準第 53 条の 8）
販売：基準第 216 条により準用する基準第 36 条（予防：予防基準第 289 条により準用する予防基準第 53 条の 8）

苦情処理体制及び手順等具体的な措置の概要を重要事項説明書に記載し、事業所に掲示すること。

【貸与・販売共通】

- ・福祉用具貸与(販売)計画
- ・提供した具体的なサービスの内容等の記録
- ・利用者に関する市町村への通知に係る記録
- ・苦情の内容等の記録
- ・事故の状況及び事故に際して処置についての記録

【福祉用具貸与】

- ・(福祉用具の保管、消毒を他事業者に委託する場合)当該事業者の業務の実施状況についての確認結果の記録

1.4 設備に関する基準

貸与：基準第 196 条 (予防：予防基準第 268 条)
販売：基準第 210 条 (予防：予防基準第 284 条)

●貸与

指定福祉用具貸与事業所は、福祉用具の保管及び消毒のために必要な設備及び器材を備えなければならない。

- 福祉用具貸与品保管のために必要な設備

イ 清潔であること

ロ 既に消毒又は補修がなされている福祉用具とそれ以外の福祉用具を区分することが可能であること

※ 但し、当該事業所が、福祉用具の保管又は消毒を他の事業者に行わせる場合、福祉用具の保管又は消毒のために必要な設備又は器材を有しないことができる。

- 福祉用具貸与品消毒のための必要な設備 (消毒業者に委託する場合は不要)
福祉用具の種類及び材質等からみて適切な消毒効果を有するものであること

●貸与・販売

事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほか、指定福祉用具貸与・販売の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

- 利用申込の受付・相談等に対応するのに適切なスペースの確保
遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること

II 介護報酬算定に関する基準について

II-1 はじめに

介護報酬に係る基準等については、下表の省令・通知等(以下「通知等」という。)に示されています。詳細については、通知等の原文をご参照ください。

算定基準	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (平成12年厚生省告示第19号)
予防算定基準	指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (平成18年厚生労働省告示第127号)
算定基準解釈	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与にかかるとる部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について (平成12年老企第36号)
予防算定基準解釈	指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の額の留意事項について(平成18年3月17日老計発第0317001号、老振発第0317001号、老老発第0317001号)

II-2 平成27年度介護報酬改定について

(1) 複数の福祉用具を貸与する場合の運用

福祉用具の貸与価格について、複数の福祉用具を貸与する場合は、給付の効率化・適正化の観点から、予め都道府県等に減額の規程を届け出ることにより、通常の貸与価格から減額して貸与することを可能とする。

→P12参照

(2) 福祉用具貸与及び特定福祉用具販売の種目の対象項目の追加

介護保険制度における福祉用具の種目、種類に係る見直しについては、利用者、保険者等からの要望調査を踏まえ、専門家等から構成される「介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会」(平成26年10月28日開催)において議論が行われ、当該結論が社会保障審議会介護保険給付費分科会へ報告された。これらを踏まえ、介護報酬改定と併せ、下記のとおり新たな項目が追加された(種目自体の追加ではない点に留意)。

	種目(変更なし)	追加項目
【福祉用具(貸与)】	車いす	「介助用電動車いす」
【特定福祉用具(販売)】	腰掛便座	「水洗ポータブルトイレ」

【住宅改修】	洋式便器等への便器の取り替え	「便器の位置・向きの変更」
--------	----------------	---------------

(3) 複合的機能を有する福祉用具の取扱いの見直し
福祉用具の機能を高める外部との通信機能を有する福祉用具のうち、認知症老人徘徊感知機器において、当該福祉用具の種目に該当する部分と当該通信機能に相当する部分が区分できる場合には、当該福祉用具の種目に該当する部分に限り給付対象とするよう見直した。

(4) 福祉用具専門相談員の資質の向上に係る規定の新設
現に従事している福祉用具専門相談員について、福祉用具貸与（販売）に関する必要な知識の修得・維持及び能力の向上と自覚研鑽に常に努める旨の規定が新設された。
→P19 参照

(5) 福祉用具専門相談員要件の見直し
平成27年4月1日から、福祉用具専門相談員となるための要件から「介護員養成研修課程・1級課程」が外れ、国家資格保有者及び福祉用具専門相談員指定講習修了者に限定されることとなった。
※ただし、平成27年4月1日時点で、現に「介護員養成研修修了者（基礎研修課程・1級課程・2級課程・介護職員初任者研修課程の修了者）」である者については、平成28年3月31日までは従前の例によることができる。
→P6 参照

(6) 福祉用具貸与費等の内容（変更なし）

④ 福祉用具貸与費等（1月につき）

□（介護予防）福祉用具貸与費（1月につき）
現に福祉用具貸与等に要した額とする。
（注1）
・搬出入に要する費用は、現に指定福祉用具貸与等に要したものに含まれるものとし、個別には評価しない。

例示モデル 現に福祉用具貸与等に要した額

①福祉用具を調達するのに要した額	②交通費、搬出入費	③その他の種目（介護等）
------------------	-----------	--------------

② 特別地域福祉用具貸与加算等

※算定に当たっては、事前に体制届の提出が必要
□特別地域（介護予防）福祉用具貸与加算

(1) 指定福祉用具貸与事業所等が、特別地域加算対象地域に所在する場合、通常の事業の実施地域において当該福祉用具貸与の提供を開始する月に算定できる。

(2) 通常の事業の実施地域において指定福祉用具貸与を行う場合に要する交通費に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算（個々の用具ごとに貸与費の100/100を限度）できる。

(3) 交通費に相当する額とは、当該指定福祉用具貸与等に係る福祉用具の往復の運搬に要する経費及び当該福祉用具の調整等を行う当該指定福祉用具貸与事業者の専門相談員1名の往復の交通費を合算したものである。

(4) 特別地域加算対象地域とは、離島振興対策実施地域（離島振興法第2条第1項）、振興山村（山村振興法第7条第1項）、厚生労働大臣が別に定める地域（指定居宅サービス）に要する費用の額の算定に関する基準別表1の注10）である。

算定基準解釈(1)③

【交通費の算出方法について】

「通常の事業の実施地域において指定福祉用具を行う交通費」の額は、最も経済的な通常の経路及び方法を基礎とし、複数の福祉用具を同一利用者に貸与して同時に運搬又は移動を行う場合は又は一度に複数の利用者に係る福祉用具貸与のための運搬又は移動を行う場合における交通費の実費を勘案して、合理的に算出するものとする。

【交通費の価格体系の設定等について】

指定福祉用具貸与事業者は、交通費の額及び算出方法について、あらかじめ利用者の居住する地域に応じた価格体系を設定し、運営規程に記載しておくものとする。なお、指定福祉用具貸与事業者は、運営規程に記載した交通費の額及びその算出方法を指定福祉用具貸与の提供にあたっては利用者にて説明するとともに、当該利用者に係る運搬又は移動に要した経路の費用を証明できる書類（領収書等）を保管し、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供に関する記録として保存するものとする。

③ 中山間地域等における小規模事業所加算 (※H21.4 新設)

(1) 指定福祉用具貸与事業所等が、中山間地域等に所在し、かつ福祉用具貸与の実利用者が15人以下/月(予防福祉用具貸与の実利用者が5人以下/月)である場合で、通常の事業の実施地域において当該福祉用具貸与の提供を開始する月に算定できる。

(2) 通常の事業の実施地域において指定福祉用具貸与を行う場合に要する交通費に相当する額の3分の2に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算(個々の用具ごとに貸与費の3分の2に相当する額を限度)できる。

(3) 中山間地域等とは、特別地域加算対象地域以外の地域で、半島振興法、特定農山村法、過疎地域自立促進特別措置法及び辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に指定されている地域である。

実利用者数は前年度(三月を除く。)の一月当たりの実利用者数である。

④ 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 (※H21.4 新設)

(1) 中山間地域等に居住している利用者に対して、通常の実施地域を越えて当該福祉用具貸与の提供を開始する月に算定できる。

(2) 通常の事業の実施地域において指定福祉用具貸与を行う場合に要する交通費に相当する額の3分の1に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算(個々の用具ごとに貸与費の3分の1に相当する額を限度)できる。

(3) 中山間地域等とは、半島振興法、特定農山村法、過疎地域自立促進特別措置法、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律、離島振興法及び山村振興法に指定されている地域である。

- ・ 事業者が運営規程に定める「通常の実施地域」内の利用者にはサービスを提供した場合は算定できない。
- ・ 特別地域福祉用具貸与加算等、③中山間地域等における小規模事業所加算と併給可能。

当該加算を算定する利用者については、運営規程に定める交通費の請求は不可。

Ⅲ その他留意事項について

介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて
(平成12年1月31日 老企第34号)より抜粋

複合的機能を有する福祉用具について

2つ以上の機能を有する福祉用具については、次のとおり取り扱う。

- ① それぞれの機能を有する部分を区分できる場合には、それぞれの機能に着目して部分ごとに1つの福祉用具として判断する。
- ② 区分できない場合であって、購入告示に掲げる特定福祉用具の種目に該当する機能が含まれているときは、福祉用具全体を当該特定福祉用具として判断する。
- ③ 福祉用具貸与の種目及び特定福祉用具の種目に該当しない機能が含まれる場合は、法に基づく保険給付の対象外として取り扱う。

管理者	常勤・専従の管理者を置いているか。	はい	・はい	業務の場合、その職務内容	勤務体制表、勤務記録
専門相談員	事業所ごとに常勤換算方法で2人以上とされているか。	はい	・はい	常勤換算後の員数	勤務体制表、勤務記録、雇用契約等
設備	事業を行うための専用の区画が設けられているか。	はい	・はい	利用申込の受付場所、相談に応じるスペースが確保されているか。	現場確認、平面図
運賃	利用申込者又はその家族に対し重要事項を記した文書(又は電子データ)を交付して説明を行い、書面と同趣を保持しているか。	はい	・はい	①重要事項の概要 ②福祉用具専門相談員の職務 ③事故発生時の対応 ④賠償責任の体制	重要事項説明書 あり・なし あり・なし あり・なし あり・なし
	契約書は適正に締結されているか。	はい	・はい	契約書に利用者の押印がある	契約書 あり・なし
提供拒否の禁止	重要事項説明書と契約書は区分されているか。	はい	・はい		重要事項説明書、契約書
	正当な理由なくサービスの提供を拒んでいないか。	はい	・はい	提供拒否時の理由	拒否理由を記録
提供拒否の対応	サービスの提供が困難な場合、居宅介護支援事業者への連絡、他の事業者等の紹介その他必要な措置を速やかに講じているか。	はい	・はい	他の事業者への紹介方法	紹介方法を記録
	受給資格確認 定有無及びその有効期間を確認しているか。	はい	・はい	確認内容の記録先	記録先を記録
援助	サービスの提供の開始に際し、要介護認定等の申請が行われていない場合は、利用申込者の意向を踏まえて速やかに申請が行われるよう必要な援助を行っているか。	はい	・はい	具体的な援助の方法	援助方法を記録
	居宅介護支援事業者が関係するサービス担当者会議等を通じ、利用者の状況等の把握に努めているか。	はい	・はい	サービス担当者会議の参加	1. ほとんどの利用者について実施 2. 一部の利用者について実施 3. ほとんど実施されていない
心身の状況等の把握	従業者自身を証する書類を提示させ、利用者に本人が提示を求められたときに提示しているか。	はい	・はい	従業者の名称、氏名が記録されているか。	身分を証する書類
身分証の提示	サービス提供開始日及び終了日並びに履目、品を、保険給付額、その他必要事項を利用者の居宅サービス計画(又はこれに連する書類)に記載しているか。	はい	・はい	サービスの提供から5年間保存	サービス提供票、別表、居宅サービス計画(1)(2)
利用料の受領	サービスを提供した際、当該サービスにかかる費用差額の1割相当額の支払いを利用者が受けているか。(法定代理受領サービスの場合)	はい	・はい	そのサービスの提供に当	領収票、領収控
	上記のほか、次の費用の額以外の支払いを利用者から受けていないか。①通常の事業の交通費、②福祉用具の搬入時特別な措置を必要とする場合の費用	はい	・はい	用について説明を同	領収証(控)、運営規程、重要事項説明書
保険給付の請求のための証明書の交付	法定代理受領サービスに該当しないサービス利用料の支払いを受けた場合(利用者10割負担)は、「サービス提供証明書」を利用者に対して交付しているか。	はい	・はい		サービス提供証明書
	専門相談員が、自費等の文書を添付して福祉用具の機能、使用方法、利用料を説明し、個別の福祉用具貸与に係る同意を得ているか。	はい	・はい		使用説明書 同意に関する記録
体系的取扱方針	貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に關し、点検を行っているか。	はい	・はい		点検に関する記録
	福祉用具の使用方法、使用上の注意事項、故障時の対応等を記載した文書を交付し、説明を行っているか。	はい	・はい		使用方法、使用上の注意事項、故障時の対応等に関する記録
居宅サービス計画に福祉用具貸与が位置づけられているか。	居宅サービス計画に福祉用具貸与が位置づけられる場合、居宅サービス計画には介護支援事業員が必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受けなければならない理由が記載されているか。	はい	・はい	居宅サービス計画に福祉用具貸与と位置づけられている理由が記載されているか。	福祉用具貸与と計画
	居宅サービス計画が作成されている場合、その計画の内容に沿って作成されているか。	はい	・はい	居宅サービス計画を策定する所長が、居宅サービス計画を策定しているか。	福祉用具貸与と計画 居宅サービス計画書
福祉用具貸与と計画の作成	福祉用具貸与と計画の作成にあたっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。	はい	・はい	福祉用具貸与と計画の作成に利用者の押印があるか。	福祉用具貸与と計画
	福祉用具貸与と計画は利用者に交付しているか。	はい	・はい		福祉用具貸与と計画

人員	管理者	常勤・専従の管理者を置いているか。	はい	・はい	業務の場合、その職務内容	職務内容記録	勤務体制表、勤務記録、雇用契約書	人
専門相談員		事業所ごとに常勤換算方法で2人以上となっているか。	はい	・はい	資格の種類 常勤換算後の員数			
設備	設備	事業を行うための専用の区画が設けられているか。	はい	・はい	購入申込の受付、相談に応じる ペスはプライバシー保護に配慮されているか。		現場確認、平面図	いる・いない
運営	サードパーティ提供に 係る説明及び 同意	利用申込者又はその家族に対し重要事項を記した文書(又は電子データ)を交付して説明を行い、書面での同意を得ているか。	はい	・はい	①重要事項の概要 ②福祉用具専門相談員の勤務制 ③専従者の対応 ④苦情処理の体制	重要事項説明書、契約書	利用申し込み受付簿等	あり・なし
	提供拒否の禁止	正当な理由なくサードパーティの提供を拒んでいないか。	はい	・はい	提供拒否時の理由			利用方法を記載
	サードパーティの提供	サードパーティの提供が困難な場合、居宅介護支援事業者への連絡、他の事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。	はい	・はい	他の事業者への紹介方法		紹介に関する記録等	利用方法を記載
	突然資格建没	被保険者証にあり、被保険者資格、要介護認定の有無及びその有効期限を確認しているか。	はい	・はい	確認内容の記録先		確認内容の記録	記録先を記載
	要介護認定申請	サードパーティの提供の開始に際し、要介護認定等の申請が行われていない場合は、利用申込者の意向を踏まえ速やかに申請が行われるよう必要な援助を行っているか。	はい	・はい	具体的な援助の方法		申請援助に関する記録	援助方法を記載
	心身の状況等の把握	居宅介護支援事業者が関与するサードパーティ担当の者会議等を通じ、利用者の状況等の把握に努めているか。	はい	・はい	サードパーティ担当者の会議の参加状況		利用者状況把握に関する記録	1. ほとんどの利用者について実施 2. 一部の利用者について実施 3. ほとんど実施されていない
	身分証の携行	従業者に身分を証する書類を携行させ、利用者が家族から提示を求められたときに提示しているか。	はい	・はい	事業所の名称、氏名が記載されているか。		身分を証する書類	いる・いない
	サードパーティの提供記録	サードパーティの提供日、提供した具体的なサードパーティ記録するとともに、利用者から申し出があった場合、文書等で情報提供をおこなっているか。	はい	・はい	サードパーティ提供した日から5年間保存		サードパーティ提供票、別紙、居宅サードパーティ計画書(1)(2)	あり・なし

販売費用	販売費用	サードパーティを提供した際、福祉用具購入に要した費用の額の支払いを受けているか。	はい	・はい		領収証	サードパーティ提供票、別紙、領収証	
	保険給付の申請に必要となる書類等の交付	福祉用具販売に係る販売費用の額の支払いを受けた場合、右記の必要事項を記載した書面を利用者に交付しているか。	はい	・はい	①福祉用具の販売事業者の名称、販売した福祉用具の種類、品目、名称、販売費用の額その他必要と認められる事項を記載した説明書	②領収書 ③福祉用具のシリアル、福祉用具の概要	証明書、領収書(控)	いる・いない
	福祉用具販売の具体的な取扱方針	専門相談員が、自録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料を説明し、個別に同意を得ているか。	はい	・はい		使用説明書		同意に関する記録
		専ら福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に關し、点検を行っているか。	はい	・はい		点検に関する記録		点検に関する記録
		福祉用具の使用方法、使用上の注意事項、故障時の対応等を記載した文書を交付し、説明を行っているか。	はい	・はい		使用方法、使用上の注意事項、故障時の対応等に関する記録		使用方法、使用上の注意事項、故障時の対応等に関する記録
		居宅サードパーティ計画に福祉用具販売が位置づけられる理由が記載されるよう必要な措置を講じているか。	はい	・はい	居宅サードパーティ計画に福祉用具販売が位置づけられる場合、主治医からの情報提供を受ける場合、主治医からの情報提供を受ける必要と認められる理由が記載された文書が、福祉用具専門相談員は福祉用具購入の申請に際し必要な措置が講じられているか。	居宅サードパーティ計画に関する記録		居宅サードパーティ計画情報提供に関する記録
		居宅サードパーティ計画が作成されていない場合は、居宅介護支援用具購入費の支給の申請にかからず福祉用具が必要と認められていることを確認しているか。	はい	・はい	居宅サードパーティ計画が作成されていない場合、福祉用具専門相談員は福祉用具購入の申請に際し必要な措置が講じられているか。			いる・いない

記録の整備	ユーピーエス提供した日から5年間保存しているか。	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい
	従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい
会計の区分	事業ごとに会計が区分されているか。	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい
事故発生時の対応	事故発生時における対応体制が整備されているか。	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい
	事故発生時の対応	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり
苦情処理の体制	苦情に対する措置が講じられているか。	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい
	苦情処理の体制	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり
居宅介護支援事業者に対する禁止	居宅介護支援事業者又はその従事者に対し、利用者に対し特定の利用者によるユーピーエスを利用させることの対象として、物品その他の財産上の利益を供与していないか。	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい
	居宅介護支援事業者に対する禁止	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり
秘密保持等	ユーピーエス担当者等において利用者等の個人情報を用いる場合の同意を文書にて得ているか。	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい
	秘密保持等	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり

特定福祉用具販売計画の作成	福祉用具専門員相談員は特定福祉用具販売計画を作成しているか。	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい
	特定福祉用具販売計画は特定福祉用具販売計画を作成しているか。	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい
特定福祉用具販売計画の作成	特定福祉用具販売計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい
	特定福祉用具販売計画はユーピーエス計画が作成されている場合は、その計画の内容に沿って作成されているか。	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい
特定福祉用具販売計画の作成	特定福祉用具販売計画はユーピーエス計画が作成されている場合は、その計画の内容に沿って作成されているか。	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい
	特定福祉用具販売計画はユーピーエス計画が作成されている場合は、その計画の内容に沿って作成されているか。	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい
特定福祉用具販売計画の作成	特定福祉用具販売計画はユーピーエス計画が作成されている場合は、その計画の内容に沿って作成されているか。	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい
	特定福祉用具販売計画はユーピーエス計画が作成されている場合は、その計画の内容に沿って作成されているか。	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい
特定福祉用具販売計画の作成	特定福祉用具販売計画はユーピーエス計画が作成されている場合は、その計画の内容に沿って作成されているか。	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい
	特定福祉用具販売計画はユーピーエス計画が作成されている場合は、その計画の内容に沿って作成されているか。	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい

福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の福祉用具の種目

- 〔左段〕厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目〔平成11年3月31日 厚生省告示第93号（最終改正；平成24年3月13日 厚生労働省告示第104号）〕
- 〔右段〕介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて〔平成12年1月31日 老企第34号（最終改正；平成27年3月27日 老企発0327第1号・老高発0327第1号・老振発0327第1号・老老発0327第2号）〕の「第1・福祉用具 1・厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目」
- 「厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目」及び「介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて」の改正等に伴う実施上の留意事項について〔平成21年4月10日 老振発第0410001号〕

1 車いす
 自走用標準型車いす、普通型電動車いす又は介助用標準型車いすに限る。

貸与告示第1項に規定する「自走用標準型車いす」、「普通型電動車いす」及び「介助用標準型車いす」とは、それぞれ以下のとおりである。

(1)自走用標準型車いす
 日本工業規格 (JIS) T9201:2006のうち自走用標準型、且自走用座位変換形及びパワーアシスト形に該当するもの及びこれに準ずるもの（前輪が大径車輪であり後輪がキャスタのものを含む。）をいう。

また、自走用スポーツ形及び自走用特殊形のうち要介護者等が日常生活の場面で専ら使用することを目的とするものを含む。

(2)普通型電動車いす
 日本工業規格 (JIS) T9203:2010のうち自走用標準型、且採用ハンドル形、自走用座位変換形に該当するもの及びこれに準ずるものをいう。

なお、自走用標準型及び介助用標準型にあっては、車いす本体の機構に於いて(1)又は(2)に含まれるものであり、電動補助装置を取り付けられることをもって本項でいう普通型電動車いすと解するものではないものである。

(3)介助用標準型車いす
 日本工業規格 (JIS) T9201:2006のうち、介助用標準型、介助用座位変換形、介助用パワーアシスト形に該当するもの及びそれに準ずるもの（前輪が中径車輪以上であり後輪がキャスタのものを含む。）をいう。

また、日本工業規格 (JIS) T9203:2010のうち、介助用標準型に該当するもの及びこれに準ずるもの（前輪が中径車輪以上であり後輪がキャスタのものを含む。）をいう。

2 車いす付属品
 クッション、電動補助装置等であって、車いすと一体的に使用されるものに限る。

貸与告示第2項に掲げる「車いす付属品」とは、利用することにより、当該車いすの利用効果の増進に資するものに限られ、例えば次に掲げるものが該当する。

なお、同項にいう「一体的に使用されるもの」とは、車いす

3 特殊寝台
 サイドレールが取り付けてあるもの又は取り付けることが可能なものであって、次に掲げる機能のいずれかを有するもの

一 背部又は脚部の傾斜角度が調整できる機能

二 床板の高さが無段階に調整できる機能

4 特殊寝台付属品
 マットレス、サイドレール等であって、特殊寝台と一体的に使用されるものに限る。

の貸与の際に併せて貸与される付属品又は既に利用者が車いすを使用している場合に貸与される付属品をいう。

- (1)クッション又はパッド
 車いすのシート又は背もたれに置いて使用することができる形状のものに限る。
- (2)電動補助装置
 自走用標準型車いす又は介助用標準型車いすに装着して用いる電動装置であって、当該電動装置の動力により、駆動力の全部又は一部を補助する機能を有するものに限る。

- (3)フーブル
 車いすに装着して使用することが可能なものに限る。
- (4)ブレーキ
 車いすの速度を制御する機能を有するもの又は車いすを固定する機能を有するものに限る。

貸与告示第3項に規定する「サイドレール」とは、利用者の落下防止に資するものであるとともに、取付けが簡易なものであって、安全の確保に配慮されたものに限られる。

貸与告示第4項に掲げる「特殊寝台付属品」とは、利用することにより、当該特殊寝台の利用効果の増進に資するものに限られ、例えば次に掲げるものが該当する。

なお、同項にいう「一体的に使用されるもの」とは、特殊寝台の貸与の際に併せて貸与される付属品又は既に利用者が特殊寝台を使用している場合に貸与される付属品をいう。

- (1)サイドレール
 特殊寝台の側面に取り付けることにより、利用者の落下防止に資するものであって、取付けが簡易なものであって、安全の確保に配慮されたものに限る。

- (2)マットレス
 特殊寝台の背部又は脚部の傾斜角度の調整を妨げないよう、折れ曲がり可能な柔軟性を有するものに限る。

- (3)ベッド用手すり
 特殊寝台の側面に取り付けが可能なものであって、起き上がり、立ち上がり、移乗等を行うことを容易にするものに限る。

- (4)フーブル
 特殊寝台の上で使用することができるものであって、門型の脚を持つもの、特殊寝台の側面から差し入れることができるもの又はサイドレールに併せて使用することができるものに限る。

- (5)スライディングボード・スライディングマット
 滑らせて移乗・位置交換するための補助として用いられるも

のであって、清りやすい素材又は清りやすい構造であるものに
限る。

※ 従来、特殊寝台付属品については、解釈通知〔平成12年1
月31日老企第34号。以下同じ〕によって、サイドレール、マ
ットレス、ベッド用手すり及びテーブールを給付対象として例
示していたところであるが、今般、スライディングボード及
びスライディングマットについて給付対象となることを明確
化したものである。(平成15年老振第0224001号)

(6) 介助用ベルト

居宅要介護者等又はその介護を行う者の身体に巻き付けて使
用するものであって、起き上がり、立ち上がり、移乗等を容易
に介助することができるもの。

ただし、購入告示第3項第七号に掲げる「入浴用介助ベル
ト」は除かれる。

貸与告示第5項に掲げる「床ずれ防止用具」とは、次のい
ずれかに該当するものをいう。

(1) 送風装置又は空気圧調整装置を備えた空気パッドが装着され
た空気マットであって、体圧を分散することにより、圧迫部
位への圧力を減ずることを目的として作られたもの。

(2) 水、エア、ゲル、シリコン、ウレタン等からなる全身用のマ
ットであって、体圧を分散することにより、圧迫部位への圧力
を減ずることを目的として作られたもの。

貸与告示第6項に掲げる「体位変換器」とは、空気パッド等
を身体の下に挿入し、てこ、空気圧、その他の動力を用いるこ
とにより、仰臥位から側臥位又は座位への体位の変換を容易に
行うことができるものをいう。

ただし、専ら体位を保持するためのものは除かれる。
※ 「厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用
具貸与に係る福祉用具の種目」(平成11年3月31日厚生省告
示第33号。以下「貸与告示」という。)第6項に掲げる「体
位変換器」については、解釈通知において、仰臥位から側臥
位への体位の変換を行うことができるもののみを給付対象と
してきたところであるが、今般、解釈通知の改正により、仰
臥位から座位への体位の変換を行えるものを給付対象に含め
ることとしたものである。ただし、安全性の確保のため、転
落等が予想されるベッド上での使用や、当該福祉用具が設計
上想定しない場面での使用は行わない等の留意が必要であ
る。(平成21年老振第0410001号別添第1の1)

貸与告示第7項に掲げる「手すり」とは、次のいずれかに該
当するものに限られる。

なお、上記4〔特殊寝台付属品〕の(9)に掲げるものは除かれ
る。また、取付けに際し工事(ネジ等で居宅に取り付ける簡易
なものを含む。以下同じ。)を伴うものは除かれる。工事を伴
う場合であって、住宅改修告示第一号に掲げる「手すりの取付

5 床ずれ防止用具
次のいずれかに該当するもの
に限る。

一 送風装置又は空気圧調整装置
を備えた空気マット
二 水等によって減圧による体圧
分散効果をもつ全身用のマット

6 体位変換器
空気パッド等を身体の下に挿入
することにより、居宅要介護者等
の体位を容易に変換できる機能を
有するものに限り、体位の保持の
みを目的とするものを除く。

7 手すり
取付けに際し工事を伴わないも
のに限る。

け」に該当するものについては、住宅改修としての積算の対象
となることである。

(1) 居宅の床に置いて使用すること等により、転倒予防若しくは
移動又は移乗動作に資することを目的とするものであって、取
付けに際し工事を伴わないもの。

(2) 便器又はポータブルトイレを囲んで据え置くことにより、座
位保持、立ち上がり又は移乗動作に資することを目的とするも
のであって、取付けに際し工事を伴わないもの。

貸与告示第8項に掲げる「スロープ」には、個別の利用者の
ために改修したものと及び持ち運びが容易でないものは含まれな
い。

なお、取付けに際し工事を伴うものは除かれる。工事を伴う
場合であって、住宅改修告示第二号に掲げる「段差の解消」に
該当するものについては、住宅改修としての給付の対象となる
ところである。

貸与告示第9項に規定する「把手等」とは、手で握る又は肘
を載せるためのフレーム、ハンドグリップ類をいい、「体の前
及び左右を囲む把手等を有する」とは、これらの把手等を体の
前及び体の左右の両方のいずれにも有することをいう。ただ
し、体の前の把手等については、必ずしも手で握る又は肘を載
せる機能を有する必要はなく、左右の把手等を連結するための
フレーム類でも差し支えない。また、把手の長さについては、
要介護者等の身体の状況等により異なるものでありその長さは
問わない。

※ 従来、車輪を有する歩行器については、二輪、三輪、四輪
のもののみを給付対象としてきたところであるが、今般、車
輪の数による制限を無くすこととし、六輪等の歩行器も給付
対象とするところとしたものである。(平成15年老振第
0224001号)

松葉づえ、カナディアン・クラッチ、ロフトランド・クラ
ッチ、ブラットホームクラッチ及び多点杖に限る。

貸与告示第11項に掲げる「認知症老人徘徊感知機器」とは、
認知症である老人が徘徊し、屋外に出ようとした時又は屋内の
ある地点を通過した時に、センサーにより感知し、家族、隣人
等へ通報するものをいう。

※ 貸与告示第11項に掲げる「認知症老人徘徊感知機器」につ
いては、解釈通知において、「屋外へ出ようとした時又は屋
内のある地点を通過したときに家族、隣人等へ通報するも
の」を対象としているところであるが、今般、検討会でこの議
論を踏まえ、「ベッドや布団等を離れた時に通報する」もの

8 スロープ

段差解消のためのものであ
り、取付けに際し工事を伴わな
いものに限る。

9 歩行器

歩行が困難な者の歩行機能を補
う機能を有し、移動時に体重を支
える構造を有するものであって、
次のいずれかに該当するものに限
る。

一 車輪を有するものにおいて
は、体の前及び左右を囲む把手
等を有するもの
二 四脚を有するものにおいて
は、上肢で保持して移動させる
ことが可能なもの

10 歩行補助つえ

松葉づえ、カナディアン・クラ
ッチ、ロフトランド・クラッ
ッチ、ブラットホームクラッチ及び
多点杖に限る。

11 認知症老人徘徊感知機器

介護保険法第5条の2に規定す
る認知症である老人が屋外へ出よ
うとした時等、センサーにより感
知し、家族、隣人等へ通報するも
の

についても、「屋内のある地点を通過した時に」の解釈に含まれ、給付対象であることと整理したものである。(平成21年老振発第0410001号別添第2の1)

12 移動用リフト(つり具の部分を除く。)

床走行式、固定式又は据置式であり、かつ、身体をつり上げ又は体重を支える構造を有するものであって、その構造により、自力での移動が困難な者の移動を補助する機能を有するもの(取付けに住宅の改修を伴うものを除く。)

貸与告示第12項に掲げる「移動用リフト」とは、次の各号に掲げる型式に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりであり(つり具の部分を除く。)、住宅の改修を伴うものは除かれる。

- (1)床走行式
つり具又はいす等の台座を使用して人を持ち上げ、キャスタ等で床又は階段等を移動し、目的の場所に人を移動させるもの。
- (2)固定式
居室、浴室、浴槽等に固定設置し、その機器の可動範囲内で、つり具又はいす等の台座を使用して人を持ち上げるもの又は持ち上げ、移動させるもの。

(3)据置式
床又は地面に置いて、その機器の可動範囲内で、つり具又はいす等の台座を使用して人を持ち上げるもの又は持ち上げ、移動させるもの(エレベーター及び階段昇降機は除く。)

※ 従来、移動用リフトについては、その構造上、上下方向に移動させるのではなく、水平方向にも移動させることが可能なもののみを給付対象としてきたところであるが、今般、上下方向にも移動させることができるものについても給付対象とすることとしたものである(ただし、エレベーター及び階段昇降機は除く。)

この改正により、段差解消機や起立補助機能付きの椅子などの改正対象となるものである。(平成15年老振発第0224001号)

※ 貸与告示第12項に掲げる「移動用リフト(つり具の部分を除く。)」の床走行式については、解釈通知において、「床を移動し」としていたことから、水平方向、上下方向に移動するもののみを給付対象としてきたところであるが、今般、解釈通知を「床又は階段等を移動し」と改正したことにより、階段等の斜め方向に移動できるもの(以下「階段移動用リフト」という。)を給付対象に含めることとしたものである。ただし、階段移動用リフトについては、転落等の事故の防止に留意しなければならぬこと及び使用にあたっては主に利用者の家族、訪問介護員等(以下「利用者の家族等」という。)によって操作されることが想定されるため、利用者の家族等によって安全に使用されなければならないことから、階段移動用リフトを指定福祉用具貸与又は指定介護予防福祉用具貸与(以下「指定福祉用具貸与等」という。))として提供する場合に、次に掲げる手続等を経ること。

(1) 指定福祉用具貸与等の提供を行うおとす福祉用具専門相談員が、階段移動用リフトの製造事業者等が実施している講習を受講し、かつ、当該講習の課程を修了した旨の証明を受けていること。

(2) 福祉用具専門相談員が、サービス担当者会議等を通じ、

て、利用者の家族等に対し、利用者の家族等の心身の状況及びその置かれている環境に照らして、階段移動用リフトの適切な使用のための助言及び情報提供を行う等の必要な措置を講じていること。

(3) 福祉用具専門相談員は、介護支援専門員又は担当職員(以下「介護支援専門員等」という。))が居宅サービス計画又は介護予防サービス計画(以下「居宅サービス計画等」という。))に指定福祉用具貸与等として階段移動用リフトを位置付ける場合にあっては、当該福祉用具の利用者の家族等使用上の留意事項等について十分な説明を利用者の家族等に行った上で、実際に当該福祉用具を使用させながら指導を行い、専門的な見地から安全性に十分に配慮してその要否を判断し、責任をもって提供を行うこと。

(4) 指定福祉用具貸与事業所等は、階段移動用リフトの取付け場所の使用に当たった際の留意事項等を提示し、利用者の家族等に対し、安全性に関する情報の提供を行うこと。なお、車いすに装着等することにより一体的に使用するもので、車いす付属品として同様の機能を有するものについても、安全性の確保について同様に留意する必要がある。(平成21年老振発第0410001号別添第1の2)

貸与告示第13項に掲げる「自動排泄処理装置」とは、尿又は便が自動的に吸引されるものであり、かつ、尿や便の経路となる部分を分割することが可能な構造を有するものであって、居室等又はその介護を行う者が容易に使用できるもの。交換可能部品(レシーバー、チューブ、タンク等のうち、尿や便の経路となるものであって、居室等又はその介護を行う者が容易に交換できるもの。)及び専用パッド、洗浄液等排泄の都度消費するもの並びに専用パンツ、専用シート等の関連製品は除かれる。

複合的機能を有する福祉用具については、次のとおり取り扱う。

- 2つ以上の機能を有する福祉用具については、次のとおり取り扱う。
 - (1)それぞれの機能を有する部分を区分できる場合には、それぞれの機能に着目して部分ごとに1つの福祉用具として判断する。
 - (2)区分できない場合であって、購入告示に掲げる特定福祉用具の種目に該当する機能が含まれているときは、福祉用具全体を当該特定福祉用具として判断する。
 - (3)福祉用具貸与の種目及び特定福祉用具の種目に該当しない機能が含まれる場合は、法に基づき保険給付の対象外として取り扱う。

13 自動排泄処理装置

尿又は便が自動的に吸引されるものであり、かつ、尿や便の経路となる部分を分割することが可能な構造を有するものであって、居室等又はその介護を行う者が容易に使用できるもの(交換可能部品(レシーバー、チューブ、タンク等のうち、尿や便の経路となるものであって、居室等又はその介護を行う者が容易に交換できるもの。)を除く。)

特定福祉用具販売の特定福祉用具の種目及び特定介護予防福祉用具販売の特定介護予防福祉用具の種目

〔左段〕厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目〔平成11年3月31日 厚生省告示第94号（最終改正）平成24年3月30日 厚生労働省告示第202号〕
 〔右段〕介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて〔平成12年1月31日 老企第34号（最終改正）平成27年3月27日 老企第0327第1号・老高第0327第1号・老振発0327第1号・老老第0327第2号〕の「第一・福祉用具 2・厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具の種目」及び「介護予防福祉用具の種目」〔厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目〕及び「介護予防福祉用具の種目」〔厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具の種目〕及び「介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて」の改正等に伴う実施上の留意事項について〔平成21年4月10日 老振発第0410001号〕

- 1 腰掛便座
次のいずれかに該当するものに限り、
一 和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの
二 洋式便器の上に置いて高さを超えるもの
三 電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの
四 便座、パケツ等からなり、移動可能である便器（居室において利用可能であるものに限る。）

- 2 自動排泄処理装置の交換可能部品
自動排泄処理装置の交換可能部品（レシーバー、チューブ、タンク等）のうち尿や便の経路となるものであって、居室要介護者等又はその介護を行う者が容易に交換できるもの及び専用パッド、洗浄液等排泄の都度消費するもの及び専用パンツ、専用シーツ等の関連製品は除かれる。
購入告示第3項各号に掲げる「入浴補助用具」は、それぞれ以下のとおりである。
(1)入浴用いす
座面の高さが概ね35センチメートル以上のもの又はリクライニング機能を有するものに限る。
(2)浴槽用手すり
浴槽の縁を踏み込んで固定することができるものに限る。
(3)浴槽内いす
浴槽内に置いて利用することができるものに限る。

- 次のいずれかに該当するものに限る。
1 和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの（腰掛式に変換する場合に高さを超えるものを含む。）
2 洋式便器の上に置いて高さを超えるもの。
3 電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの。
4 便座、パケツ等からなり、移動可能である便器（水洗機能を有する便器を含み、居室において利用可能であるものに限る。）。但し、設置に要する費用については従来通り、法に基づき保険給付の対象とならないものである。

- 3 入浴補助用具
座位の保持、浴槽への出入り等の入浴に際しての補助を目的とする用具であって次のいずれかに該当するものに限る。
一 入浴用椅子
二 浴槽用手すり
三 浴槽内椅子
四 入浴台

- 14)入浴戸
浴槽の縁にかけて浴槽への出入りを容易にすることができるものに限る。
(5)浴室内のこ
浴室内に置いて浴槽の床の段差の解消を図ることができるものに限る。
(6)浴槽内のこ
浴槽の中に置いて浴槽の底面の高さを補うものに限る。
(7)入浴用介助ベルト
居室要介護者等の身体に直接巻き付けて使用するものであって、浴槽への出入り等を容易に介助することができるものに限る。

※ 販売告示第3項に掲げる「入浴補助用具」については、入浴に際しての補助を行えるものを対象としているところであるが、今般、身体に直接巻き付けて使用するもので浴槽への出入り等を容易に介助することができる入浴用介助ベルトについても給付対象に含めることとしたものである。（平成21年老振発第0410001号別添第1の4）

- 4 簡易浴槽
空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるもの」とは、硬質の材質であっても使用しないときに立て掛けること等により収納できるものを含むものであり、また、居室において必要があれば入浴が可能なものに限られる。
身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なものであること。
複合的機能を有する福祉用具について
2つ以上の機能を有する福祉用具については、次のとおり取り扱う。
(1) それぞれの機能を有する部分を区分できる場合には、それぞれその機能に着目して部分ごとに1つの福祉用具として判断する。
(2) 区分できない場合であって、購入告示に掲げる特定福祉用具の種目に該当する機能が含まれているときは、福祉用具全体を当該特定福祉用具として判断する。
(3) 福祉用具貸与の種目及び特定福祉用具の種目に該当しない機能が含まれる場合は、法に基づき保険給付の対象外として取り扱う。
但し、当該福祉用具の機能を高める外部との通信機能を有するものうち、認知症老人徘徊感知機器において、当該福祉用具の種目に相当する部分と当該通信機能を相当する部分が区分できる場合には、当該福祉用具の種目に相当する部分に限り給付対象とする。

- 4 簡易浴槽
空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるものであって、取水又は排水のために工事を伴わないもの。
5 移動用リフトのつり具の部分

対象外種目	厚生労働大臣が定める者のイ	厚生労働大臣が定める者のイに該当する基本調査の結果
ア 車いす及び車いす付属品	次のいずれかにか該当する者 (一)日常的に歩行が困難な者 (二)日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	基本調査1-7 「3.できない」
イ 特殊寝台及び特殊寝台付属品	次のいずれかにか該当する者 (一)日常的に起きあがり困難な者 (二)日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-4 「3.できない」 基本調査1-3 「3.できない」
ウ 床ずれ防止用具及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3 「3.できない」
エ 認知症老人徘徊感知機器	次のいずれかにも該当する者 (一)意見の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかにか支障がある者	基本調査3-1 「1.調査対象者が意見を他者に伝達できる」以外 又は 基本調査3-2～3-7 のいずれか 「2.できない」 又は 基本調査3-8～4-15 のいずれか 「1.ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。 基本調査2-2 「4.全介助」以外
オ 移動用リフト（つり具の部分を除く）	（一）移動において全介助を必要としない者 次のいずれかにか該当する者 (二)日常的に立ち上がり困難な者 (三)移乗が一部介助又は全介助を必要とする者 (四)生活環境において段差の解消が必要と認められる者	基本調査1+8 「3.できない」 基本調査2-1 「3.一部介助」又は「4.全介助」
カ 自動排泄処理装置	次のいずれかにも該当する者 (一) 排便が全介助を必要とする者 (二) 移乗が全介助を必要とする者	基本調査2-6 「4.全介助」 基本調査2-1 「4.全介助」

(注4) 要介護1の者等に係る指定福祉用具貸与費 [老企第36号 第2の9(2)]

① 要介護1の者等に係る指定福祉用具貸与費については、その状態像から見て使用が想定しにくい「車いす1.「車いす付属品」、「特殊寝台」、「床ずれ防止用具」、「体位変換器」、「認知症老人徘徊感知機器」、「移動用リフト（つり具の部分を除く。）」及び「自動排泄処理装置」（以下「対象外種目」という。）に対しては、原則として算定できない。また、「自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機器のものを除く。）」については、要介護1の者に加え、要介護2及び要介護3の者に対しては、原則として算定できない。しかしながら利用児童発達支援センターのイで定める状態像に該当する者については、要介護1の者をいう。ただし、自動排泄処理装置については、要介護1、要介護2及び要介護3の者をいう。以下(2)において同じ。であっても、その状態像に応じて利用が想定される対象外種目について指定福祉用具貸与費の算定が可能であり、その判断については、次のとおりとする。

ア 原則として次の表の定めるところにより、「要介護認定等基準時間の推計の方法」(平成11年厚生省告示第91号)別表第一の調査票のうち基本調査の結果(以下単に「基本調査の結果」という。)を用い、その要否を判断するものとする。
イ ただし、アの(一)「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」及びアの(二)「生活環境において段差の解消が必要と認められる者」については、該当する基本調査結果が適切な助言が可能となる者(医師から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能となるサービスマン担当者会議等を通じて適切なケアマネジメントにより指定居宅介護支援事業者が判断することとなる。なお、この判断の見直しについては、居宅サービスマン計画に記載された必要となる理由を見直す頻度(必要に応じて随時)で行うこととする。
ウ また、アにかかわらず、次の(イ)から(ロ)までのいずれかにか該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断され、かつ、サービスマン担当者会議等を通じて適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている場合にあつては、これらについては、市町村が書面等確実な方法により確認することにより、その要否を判断することができる。この場合において、当該医師の医学的な所見については、主治医意見書による確認のほか、医師の診断書又は担当の介護支援専門員が聴取した居宅サービスマン計画に記載する医師の所見により確認する方法でも差し支えない。

- i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に利用者告示第三十二号のイに該当する者
(例)パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象)
- ii) 疾病その他の原因により、状態が悪化し、短期間のうちに利用者告示第三十二号のイに該当することが確実に見込まれる者
(例)がん末期の急速な状態悪化)
- iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から利用者告示第三十二号のイに該当すると判断できる者
(例)ぜんそく発作等による呼吸不全、心不全、落下障害による脳虚性肺炎の回避)

注 括弧内の状態は、あくまでもi)～iii)の状態の者に該当する可能性のあるものを例示したにすぎない。また、逆に括弧内の状態以外の者であっても、i)～iii)の状態であると判断される場合もある。

② 基本調査結果による判断の方法
指定福祉用具貸与事業者は、軽度者に対して、対象外種目に係る指定福祉用具貸与費を算定する場合に、①の表に従い、「厚生労働大臣が定める者のイへの該当性を判断するための基本調査の結果の確認については、次に定める方法による。なお、当該確認に用いた文書等については、サービスマン記録と併せて保存しなければならない。
ア 当該軽度者の担当である指定居宅介護支援事業者から当該軽度者の「要介護認定等基準時間の推計の方法」別表第一の認定調査票について必要な部分(実施日時、調査対象者等の時点の確認及び本人確認ができる部分並びに基本調査の結果)の写しを入手することによること。
イ 当該軽度者に担当の指定居宅介護支援事業者がいかなる場合にあつては、当該軽度者の調査票の写しを本人に情報開示させ、それを入手すること。

福祉用具購入費

■購入費用の9割（平成27年8月からは一部8割）相当額を償還払い

在宅の要介護者・要支援者が、都道府県知事の指定をうけた事業者から特定福祉用具・特定介護予防福祉用具（入浴や排せつに用いる貸与にならない福祉用具で厚生労働大臣が定めたもの）を購入したときは、市町村が日常生活の自立を助けるために必要と認めるときは、居宅介護福祉用具購入費・介護予防福祉用具購入費が支給されます。

福祉用具購入費の支給は償還払いで、要介護者等の支給申請書の提出により行われます。支給額は特定（介護予防）福祉用具の実額の購入費の9割相当額（利用者負担は1割相当額）です（平成27年8月から、65歳以上の一定以上所得者は8割相当額の支給・2割相当額の負担→19頁）が、同一年度内の総額に上限が設定されています（支給限度基準額）。

●保険料滞納者等の給付制限

保険料の滞納（原則1年6カ月）に伴う給付の一時差止と保険給付額からの滞納保険料分の控除や、保険料未納期間に応じた保険給付率9割（8割）の7割への引き下げは、福祉用具購入費についても適用されます（→35頁）。

■福祉用具購入費支給申請書の提出

要介護者等は、福祉用具購入費の支給をうけようとするときは、次の事項を記載した支給申請書を市町村等の窓口に出します。

- (1)福祉用具の種類、商品名、製造事業者名、販売事業者名
- (2)福祉用具の購入にかかった費用、購入年月日
- (3)福祉用具を必要とする理由（添付された居宅サービス計画の記載から明らかにある場合には不要）

なお、支給申請書には、事業者から交付される①領収証、②パンフレット等の福祉用具の概要を記載した書面を添付する必要があります。

■支給限度基準額は同一年度で10万円

福祉用具購入費の支給限度基準額は、同一年度（4月1日からの12カ月間）で10万円です（市町村は独自に10万円を超える額を支給限度基準額とすることがあります）。したがって、居宅介護福祉用具購入費と介護予防福祉用具購入費の総額は、10万円の9割（8割）相当額を超えることはできません。

また、同一年度内に一度、福祉用具購入費が支給されると、以後の期間に同一種目の特定（介護予防）福祉用具については福祉用具購入費は支給されません。したがって、初回に7万円分の福祉用具購入費をうけた場合、その年度は残り3万円までを他種目の特定（介護予防）福祉用具に充てることができます。

●破損した場合などの例外

すでに購入した福祉用具の破損や、要介護者等の介護の必要の程度が著しく高くなった等の特別の事情がある場合であって、市町村が必要と認めるときは、同一種目であっても福祉用具購入費は支給されます。

■福祉用具専門相談員の役割（貸与・販売）

指定特定（介護予防）福祉用具販売事業所や、指定（介護予防）福祉用具貸与事業所では、福祉用具専門相談員が専門的知識に基づく助言を交え、販売・貸与を行います。専門相談員は、次のいずれかかの要件を満たすことが必要です。

- (1)保健師 看護師 准看護師 理学療法士 作業療法士 社会福祉士 介護福祉士 福祉士
- (2)都道府県知事が指定する福祉用具専門相談員指定講習の修了者
- (3)都道府県知事が公示する適格講習の修了者（経過措置）
- (4)介護員養成研修の介護職員初任者研修課程修了者（平成28年3月31日までに限る）

●利用者ごとの福祉用具サービス計画の作成

利用者の状態に応じた福祉用具の選定や介護支援専門員等との連携を強化するため、専門相談員は、利用者ごとに個別の福祉用具サービス計画を作成することが義務付けられています。

(1)計画の作成	利用者の心身の状況、希望・環境をふまえ、福祉用具貸与（販売）の目標と具体的なサービスの内容等を記載した福祉用具サービス計画を作成する 貸与・販売ともに利用のある利用者については、計画を一体のものとして作成
(2)居宅（介護予防）サービス計画との関係	既に居宅（介護予防）サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿って福祉用具サービス計画を作成する
(3)利用者への説明等	計画の内容について利用者・家族に説明し同意を得る／計画は利用者に交付
(4)計画の変更	（貸与の場合）実施状況を把握し、必要に応じて計画を変更する
(5)計画の様式	サービス計画の様式は、各事業所で任意に定める（全国福祉用具専門相談員協会が提案する「福祉用具個別援助計画書」等を適宜参考）〔445頁〕

●介護支援専門員等との連携

要介護者の居宅サービス計画（要支援者の介護予防サービス計画）に福祉用具貸与や福祉用具購入が位置付けられている場合、福祉用具専門相談員は、サービス担当者会議等を通じて、福祉用具の適切な選定のための助言や情報提供を行うことになっていきます。これによって、介護支援専門員（担当職員）がサービス計画に福祉用具貸与・購入が必要である理由を記載することになります。また、貸与の場合は、必要に応じて随時、貸与の必要性の検討に資するために、さらには継続が必要な場合の理由がサービス計画に記載されるために、サービス担当者会議等を通じ、同様に助言や情報提供を行います。

●福祉用具販売での申請書類の確認

居宅サービス計画（介護予防サービス計画）が作成されていない要介護者等に対して福祉用具を販売した場合、福祉用具専門相談員は、その福祉用具が必要である理由を記した支給申請書を要介護者等が作成しているかどうかを確認し、適切な助言を行います。

介護給付費算定に係る体制等に関する届出

介護給付費算定に係る事項(加算等)について届出を行う場合は、下点を参照し必要な書類を提出してください。
なお、「みなし指定」されるサービスについても、加算等の算定を行うに当たっては、届出が必要です。

提出期限	(介護予防)訪問介護 (介護予防)訪問入浴介護 (介護予防)訪問看護 (介護予防)訪問リハビリテーション (介護予防)通所介護 (介護予防)通所リハビリテーション (介護予防)福祉用具貸与 居宅介護支援 (介護予防)短期入所生活介護 (介護予防)短期入所療養介護 (介護予防)特定施設入居者生活介護 (介護)老人福祉施設 (介護)老人保健施設 (介護)療養型医療施設	毎月15日(翌月から算定) ※下記(注3)、(注4)参照
提出先	各振興局健康福祉部保健福祉課(専本支所地域福祉課)	
提出部数	2部(居宅サービス、介護予防サービス、居宅介護支援)	
提出方法	3部(施設サービス及び併設短期入所系サービス) 提出先に持参(郵送は不可)	

- (注1) 和歌山市内の事業所等については、和歌山市役所指導監査課のホームページを御覧ください。
- (注2) 介護職員処遇改善加算については、別途ホームページをご覧ください。
- (注3) 地域密着型(介護予防)サービス事業所は、各市町村介護保険担当課にお問い合わせください。
- (注4) 事業所の体制等が加算等の基準に該当しなくなった場合は、基準に該当しなくなった日から算定できなくなりますので、速やかに届出をお願いします。
- (注5) (介護予防)訪問看護における緊急時訪問看護加算については、届出を受理した日から算定できません。
- (注6) 同一事業所でも、複数のサービスを行っている場合は、提出書類はサービス毎にそれぞれ別々に作成してください。ただし、同一事業所において一体的に運営されている居宅サービス及び介護予防サービスについては、一括して作成することができます。

※提出書類の様式については、ホームページの「介護deネット」の下記のアドレスにてダウンロードできます。

<http://wave.pref.wakayama.lg.jp/kaigodenet/careprov/kasantodoke/H24kasantodoke.html>

(別紙2)

和歌山県知事 様

介護給付費算定に係る体制等に関する届出書<指定事業者用>

平成 年 月 日

所在地
名称
印

このことについて、関係書類を添えて以下のとおり届け出ます。

フリガナ 名称	事業所所在地(市町村)番号	
主たる事業所の所在地	(郵便番号) 県 市	(郵便番号) 県 市
連絡先	(ビルの名称等) 電話番号	FAX番号
法人の種類別	法人所轄庁	氏名
代表者の職・氏名	職名	郵便番号
代表者の住所	県 市	
主たる事業所・施設の所在地	(郵便番号) 県 市	
連絡先	電話番号	FAX番号
主たる事業所の所在地以外の場所で一部営業する場合の当該事業所の所在地	(郵便番号) 県 市	
連絡先	電話番号	FAX番号
管理者の氏名	(郵便番号) 県 市	
管理者の住所		
同一所在地において行う事業等の種類	実施(許可)年月日	異動(予定)年月日
1. 訪問介護	1. 新規 2. 変更 3. 終了	1. 新規 2. 変更 3. 終了
2. 訪問入浴介護	1. 新規 2. 変更 3. 終了	1. 新規 2. 変更 3. 終了
3. 訪問看護	1. 新規 2. 変更 3. 終了	1. 新規 2. 変更 3. 終了
4. 訪問リハビリテーション	1. 新規 2. 変更 3. 終了	1. 新規 2. 変更 3. 終了
5. 居宅介護支援	1. 新規 2. 変更 3. 終了	1. 新規 2. 変更 3. 終了
6. 居宅介護	1. 新規 2. 変更 3. 終了	1. 新規 2. 変更 3. 終了
7. 短期入所介護	1. 新規 2. 変更 3. 終了	1. 新規 2. 変更 3. 終了
8. 短期入所生活介護	1. 新規 2. 変更 3. 終了	1. 新規 2. 変更 3. 終了
9. 短期入所療養介護	1. 新規 2. 変更 3. 終了	1. 新規 2. 変更 3. 終了
10. 特定施設入居者生活介護	1. 新規 2. 変更 3. 終了	1. 新規 2. 変更 3. 終了
11. 福祉用具貸与	1. 新規 2. 変更 3. 終了	1. 新規 2. 変更 3. 終了
12. 介護予防訪問介護	1. 新規 2. 変更 3. 終了	1. 新規 2. 変更 3. 終了
13. 介護予防訪問入浴介護	1. 新規 2. 変更 3. 終了	1. 新規 2. 変更 3. 終了
14. 介護予防訪問看護	1. 新規 2. 変更 3. 終了	1. 新規 2. 変更 3. 終了
15. 介護予防訪問リハビリテーション	1. 新規 2. 変更 3. 終了	1. 新規 2. 変更 3. 終了
16. 介護予防居宅介護支援	1. 新規 2. 変更 3. 終了	1. 新規 2. 変更 3. 終了
17. 介護予防居宅介護	1. 新規 2. 変更 3. 終了	1. 新規 2. 変更 3. 終了
18. 介護予防短期入所生活介護	1. 新規 2. 変更 3. 終了	1. 新規 2. 変更 3. 終了
19. 介護予防短期入所療養介護	1. 新規 2. 変更 3. 終了	1. 新規 2. 変更 3. 終了
20. 介護予防特定施設入居者生活介護	1. 新規 2. 変更 3. 終了	1. 新規 2. 変更 3. 終了
21. 介護予防福祉用具貸与	1. 新規 2. 変更 3. 終了	1. 新規 2. 変更 3. 終了
22. 介護予防施設型医療施設	1. 新規 2. 変更 3. 終了	1. 新規 2. 変更 3. 終了
23. 介護予防施設型医療施設	1. 新規 2. 変更 3. 終了	1. 新規 2. 変更 3. 終了
24. 介護予防施設型医療施設	1. 新規 2. 変更 3. 終了	1. 新規 2. 変更 3. 終了
25. 介護予防施設型医療施設	1. 新規 2. 変更 3. 終了	1. 新規 2. 変更 3. 終了
26. 介護予防施設型医療施設	1. 新規 2. 変更 3. 終了	1. 新規 2. 変更 3. 終了
27. 介護予防施設型医療施設	1. 新規 2. 変更 3. 終了	1. 新規 2. 変更 3. 終了
28. 介護予防施設型医療施設	1. 新規 2. 変更 3. 終了	1. 新規 2. 変更 3. 終了
29. 介護予防施設型医療施設	1. 新規 2. 変更 3. 終了	1. 新規 2. 変更 3. 終了
30. 介護予防施設型医療施設	1. 新規 2. 変更 3. 終了	1. 新規 2. 変更 3. 終了
31. 介護予防施設型医療施設	1. 新規 2. 変更 3. 終了	1. 新規 2. 変更 3. 終了
32. 介護予防施設型医療施設	1. 新規 2. 変更 3. 終了	1. 新規 2. 変更 3. 終了
33. 介護予防施設型医療施設	1. 新規 2. 変更 3. 終了	1. 新規 2. 変更 3. 終了
34. 介護予防施設型医療施設	1. 新規 2. 変更 3. 終了	1. 新規 2. 変更 3. 終了
35. 介護予防施設型医療施設	1. 新規 2. 変更 3. 終了	1. 新規 2. 変更 3. 終了
36. 介護予防施設型医療施設	1. 新規 2. 変更 3. 終了	1. 新規 2. 変更 3. 終了
37. 介護予防施設型医療施設	1. 新規 2. 変更 3. 終了	1. 新規 2. 変更 3. 終了
38. 介護予防施設型医療施設	1. 新規 2. 変更 3. 終了	1. 新規 2. 変更 3. 終了
39. 介護予防施設型医療施設	1. 新規 2. 変更 3. 終了	1. 新規 2. 変更 3. 終了
40. 介護予防施設型医療施設	1. 新規 2. 変更 3. 終了	1. 新規 2. 変更 3. 終了
41. 介護予防施設型医療施設	1. 新規 2. 変更 3. 終了	1. 新規 2. 変更 3. 終了
42. 介護予防施設型医療施設	1. 新規 2. 変更 3. 終了	1. 新規 2. 変更 3. 終了
43. 介護予防施設型医療施設	1. 新規 2. 変更 3. 終了	1. 新規 2. 変更 3. 終了
44. 介護予防施設型医療施設	1. 新規 2. 変更 3. 終了	1. 新規 2. 変更 3. 終了
45. 介護予防施設型医療施設	1. 新規 2. 変更 3. 終了	1. 新規 2. 変更 3. 終了
46. 介護予防施設型医療施設	1. 新規 2. 変更 3. 終了	1. 新規 2. 変更 3. 終了
47. 介護予防施設型医療施設	1. 新規 2. 変更 3. 終了	1. 新規 2. 変更 3. 終了
48. 介護予防施設型医療施設	1. 新規 2. 変更 3. 終了	1. 新規 2. 変更 3. 終了
49. 介護予防施設型医療施設	1. 新規 2. 変更 3. 終了	1. 新規 2. 変更 3. 終了
50. 介護予防施設型医療施設	1. 新規 2. 変更 3. 終了	1. 新規 2. 変更 3. 終了
51. 介護予防施設型医療施設	1. 新規 2. 変更 3. 終了	1. 新規 2. 変更 3. 終了
52. 介護予防施設型医療施設	1. 新規 2. 変更 3. 終了	1. 新規 2. 変更 3. 終了
53. 介護予防施設型医療施設	1. 新規 2. 変更 3. 終了	1. 新規 2. 変更 3. 終了
54. 介護予防施設型医療施設	1. 新規 2. 変更 3. 終了	1. 新規 2. 変更 3. 終了
55. 介護予防施設型医療施設	1. 新規 2. 変更 3. 終了	1. 新規 2. 変更 3. 終了
56. 介護予防施設型医療施設	1. 新規 2. 変更 3. 終了	1. 新規 2. 変更 3. 終了
57. 介護予防施設型医療施設	1. 新規 2. 変更 3. 終了	1. 新規 2. 変更 3. 終了
58. 介護予防施設型医療施設	1. 新規 2. 変更 3. 終了	1. 新規 2. 変更 3. 終了
59. 介護予防施設型医療施設	1. 新規 2. 変更 3. 終了	1. 新規 2. 変更 3. 終了
60. 介護予防施設型医療施設	1. 新規 2. 変更 3. 終了	1. 新規 2. 変更 3. 終了
61. 介護予防施設型医療施設	1. 新規 2. 変更 3. 終了	1. 新規 2. 変更 3. 終了
62. 介護予防施設型医療施設	1. 新規 2. 変更 3. 終了	1. 新規 2. 変更 3. 終了
63. 介護予防施設型医療施設	1. 新規 2. 変更 3. 終了	1. 新規 2. 変更 3. 終了
64. 介護予防施設型医療施設	1. 新規 2. 変更 3. 終了	1. 新規 2. 変更 3. 終了
65. 介護予防施設型医療施設	1. 新規 2. 変更 3. 終了	1. 新規 2. 変更 3. 終了
66. 介護予防施設型医療施設	1. 新規 2. 変更 3. 終了	1. 新規 2. 変更 3. 終了
67. 介護予防施設型医療施設	1. 新規 2. 変更 3. 終了	1. 新規 2. 変更 3. 終了
68. 介護予防施設型医療施設	1. 新規 2. 変更 3. 終了	1. 新規 2. 変更 3. 終了
69. 介護予防施設型医療施設	1. 新規 2. 変更 3. 終了	1. 新規 2. 変更 3. 終了
70. 介護予防施設型医療施設	1. 新規 2. 変更 3. 終了	1. 新規 2. 変更 3. 終了
71. 介護予防施設型医療施設	1. 新規 2. 変更 3. 終了	1. 新規 2. 変更 3. 終了
72. 介護予防施設型医療施設	1. 新規 2. 変更 3. 終了	1. 新規 2. 変更 3. 終了
73. 介護予防施設型医療施設	1. 新規 2. 変更 3. 終了	1. 新規 2. 変更 3. 終了
74. 介護予防施設型医療施設	1. 新規 2. 変更 3. 終了	1. 新規 2. 変更 3. 終了
75. 介護予防施設型医療施設	1. 新規 2. 変更 3. 終了	1. 新規 2. 変更 3. 終了
76. 介護予防施設型医療施設	1. 新規 2. 変更 3. 終了	1. 新規 2. 変更 3. 終了
77. 介護予防施設型医療施設	1. 新規 2. 変更 3. 終了	1. 新規 2. 変更 3. 終了
78. 介護予防施設型医療施設	1. 新規 2. 変更 3. 終了	1. 新規 2. 変更 3. 終了
79. 介護予防施設型医療施設	1. 新規 2. 変更 3. 終了	1. 新規 2. 変更 3. 終了
80. 介護予防施設型医療施設	1. 新規 2. 変更 3. 終了	1. 新規 2. 変更 3. 終了
81. 介護予防施設型医療施設	1. 新規 2. 変更 3. 終了	1. 新規 2. 変更 3. 終了
82. 介護予防施設型医療施設	1. 新規 2. 変更 3. 終了	1. 新規 2. 変更 3. 終了
83. 介護予防施設型医療施設	1. 新規 2. 変更 3. 終了	1. 新規 2. 変更 3. 終了
84. 介護予防施設型医療施設	1. 新規 2. 変更 3. 終了	1. 新規 2. 変更 3. 終了
85. 介護予防施設型医療施設	1. 新規 2. 変更 3. 終了	1. 新規 2. 変更 3. 終了
86. 介護予防施設型医療施設	1. 新規 2. 変更 3. 終了	1. 新規 2. 変更 3. 終了
87. 介護予防施設型医療施設	1. 新規 2. 変更 3. 終了	1. 新規 2. 変更 3. 終了
88. 介護予防施設型医療施設	1. 新規 2. 変更 3. 終了	1. 新規 2. 変更 3. 終了
89. 介護予防施設型医療施設	1. 新規 2. 変更 3. 終了	1. 新規 2. 変更 3. 終了
90. 介護予防施設型医療施設	1. 新規 2. 変更 3. 終了	1. 新規 2. 変更 3. 終了
91. 介護予防施設型医療施設	1. 新規 2. 変更 3. 終了	1. 新規 2. 変更 3. 終了
92. 介護予防施設型医療施設	1. 新規 2. 変更 3. 終了	1. 新規 2. 変更 3. 終了
93. 介護予防施設型医療施設	1. 新規 2. 変更 3. 終了	1. 新規 2. 変更 3. 終了
94. 介護予防施設型医療施設	1. 新規 2. 変更 3. 終了	1. 新規 2. 変更 3. 終了
95. 介護予防施設型医療施設	1. 新規 2. 変更 3. 終了	1. 新規 2. 変更 3. 終了
96. 介護予防施設型医療施設	1. 新規 2. 変更 3. 終了	1. 新規 2. 変更 3. 終了
97. 介護予防施設型医療施設	1. 新規 2. 変更 3. 終了	1. 新規 2. 変更 3. 終了
98. 介護予防施設型医療施設	1. 新規 2. 変更 3. 終了	1. 新規 2. 変更 3. 終了
99. 介護予防施設型医療施設	1. 新規 2. 変更 3. 終了	1. 新規 2. 変更 3. 終了
100. 介護予防施設型医療施設	1. 新規 2. 変更 3. 終了	1. 新規 2. 変更 3. 終了

- 備考1 「受付番号」「事業所所在地(市町村)番号」欄には記載しないください。
- 2 「法人の種類」欄は、申請者が法人である場合に、「株式会社」「有限会社」「医療法人」「社団法人」「財団法人」等の別を記入してください。
- 3 「法人所轄庁」欄、申請者が個人である場合に、その主治官庁の名称を記載してください。
- 4 「代表者」欄は、該当する欄に「O」を記入してください。
- 5 「異動等の区分」欄には、今回届出を行う事業所・施設について該当する数字に「O」を記入してください。
- 6 「異動項目」欄には、(別紙1、1-2)「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」に掲げる項目を記載してください。
- 7 「特記事項」欄には、異動の状況について具体的に記載する場合は、異動の出発地等について記載してください。
- 8 「主たる事業所の所在地以外の場所で一部営業する場合は、全ての出張所等の状況について記載してください。適宜欄を補正して、全ての出張所等の状況について記載してください。

サービス種類	届出の種類	添付書類
福祉用具貸与	特別地域加算 中山間地域等における 小規模事業所加算	【添付書類不要】 ・中山間地域等における小規模事業所加算に係る 算出表（参考様式3）

中山間地域等における小規模事業所加算に係る算出表

(参考様式3)

事業所名 []

1 前年度の実績が6ヶ月以上の事業所は、次の計算表により算定してください。

延訪問回数 (実利用者数)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	合計(A)

$$\text{合計(A)} \div \text{月数(B)} = \text{月平均(C)}$$

2 前年度の実績が6ヶ月に満たない事業所は、次の計算表により算定してください。

延訪問回数 (実利用者数)	月	月	月	合計(A)

$$\text{合計(A)} \div 3 = \text{月平均(C)}$$

(注) 届出日の属する月の前月3ヶ月の延訪問回数(実利用者数)を記入してください。

※ 月平均(C)が下記に該当する場合は、当該加算における小規模事業所に該当します。

- 訪問介護 … 延訪問回数が200回以下 … 実利用者数が5人以下
- 訪問入浴介護 … 延訪問回数が20回以下 … 延訪問回数が5回以下
- 訪問看護 … 延訪問回数が100回以下 … 延訪問回数が5回以下
- 福祉用具貸与 … 実利用者数が15人以下 … 実利用者数が5人以下
- 居宅介護支援 … 実利用者数が20人以下

